

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	3月22日	5月2日	5月31日	情報通信	金融機関から自治体への支払調書のオンライン化	自治体と金融機関の間でやりとりされる「総合振込」や「口座振替」のデータ授受は、現状FD、MT、API、ONLINEにより行われている。事務の効率化、コスト削減、紛失リスク低減のため、オンライン化を推進すべきである。	日本経済団体連合会	総務省	現行制度下で対応可能	—	法令による規制はありません。なお、オンライン化を図るためにはシステム改修等の対応が必要であり、地方公共団体と指定金融機関の間で個別具体的に検討が必要だと考えています。	
2	3月22日	5月2日	5月31日	情報通信	「衛星放送分野」の「メディア集中排除原則」に関する「支配の基準」要件の見直し	【具体的内容】 実質的に支配関係が無いにも拘わらず、形式的な判断から基幹放送業務を行うことを認められず放送をする機会を得ることが出来ない状態が発生している。ついでに、「支配の基準」についての見直しを提案する。 【提案理由】 放送法第93条2項「支配の基準」の3号において、次の通り定義されている： 「1/5以上の役員数(監査役を除く)を兼務することについては、その他の号の基準の内容が明確であるのに対して、定義が不明確なものとなっている。特に支配関係を発生させる「役員兼務」については、「業務を執行する役員」と規定しながら、会社法215号に定める「社外取締役」についても業務を執行する役員との除却を行い、業務役員に含めている。その結果、実態としては日常の業務執行に携わっていないにも拘わらず、社外役員が1/5以上の役員を兼務に当たり、衛星基幹放送の業務を行う機会を与えられない事態が発生している。または、役員支配の基準をクリアすることだけを目的とし、名目上の役員を就任させるなど、会社法のガバナンスを考慮する観点からは本来転倒な状況となっている。このような状況を改善し、ひいては、視聴者の意向が多様化する現代のニーズに十分対応した放送を実現するためには、放送の主体よりも内容を重視して審査を行うべきであり、「役員支配の基準」を以下の通りとすることを提案する。 支配関係を発生させる役員業務について次の通り定義する。 「業務を執行する役員」の業務のみを対象とする。 「業務を執行する役員」は、以下の通りとする。(会社法の定義によることを明確にする)： ・代表取締役(会社法363条1号) ・業務執行取締役(同2号) ・上記以外で会社の業務を執行した取締役(会社法215号括弧書) ・社外取締役は含まないことを明確にすること	日本経済団体連合会	総務省	検討	放送法第93条第1項第4号、同条第2項第5号	総務省においては、平成24年11月より、学識経験者のみによって構成される「放送政策に関する調査研究会」を開催しており、当該研究会の場において、マスメディア集中排除原則の在り方についても検討がなされているところである。 当該研究会の第7回会合(平成25年4月17日)においてまとめられた「これまでの議論の整理」において、「我が国の株式会社取締役会の役割、機能、態様の多様化等を踏まえ、放送法上の役員兼任規制の定義についても、一層の明確化及び柔軟化を図ることが適当ではないか。」と問題提起されているところであり、ご指摘の社外取締役の問題を含め、役員定義の一層の明確化等を検討していくことと想定しています。 本件論点に係る研究会としての最終的な結論を得る時期は必ずしも明確ではありませんが、平成25年内には一定の結論が得られるものと想定しています。	
3	3月22日	5月2日	5月31日	情報通信	高周波利用設備許可申請書類の簡略化	1回目の設置申請後、増設・廃止を届け出る場合にも変更許可申請書(代表社印)1部、「高周波利用設備申請書類」の添付書類12部、「設置の概観を示す図表」2部、「周辺地帯」2部を求められているが、書類手続きの簡素化の観点から同じ場所での増設・廃止の場合の書類の削減を検討すべきである。	日本経済団体連合会	総務省	現行制度下で対応可能	無線局免許手続規則	無線局免許手続規則第26条第3項に、「既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。」とあり、同規則第29条により、変更の申請においても準用されています。また、廃止の場合は同規則第30条により添付書類等の提出は求められています。	
4	3月22日	5月2日	5月31日	情報通信	国際ローミングにおける認可対象業務の削減(規制緩和措置)	【具体的内容】 ①新規契約締結時の事前承認の廃止 ②以下の場合の認可手続の廃止 (1)既に協定等を締結している外国事業者と精算料金変更に伴う当該協定等の変更する場合、同一の特定対国内で既に協定等を締結している他の事業者よりも精算料金が低くならないことが明らかなき (2)既に音声通話機能について協定等を締結している外国事業者とテレビ電話機能の精算料金を追加または変更する場合の当該協定等の変更 ③外国政府等との協定の契約及び変更に関する年度報告の廃止または報告内容、報告基準の簡素化	日本経済団体連合会	総務省	その他	・電気通信事業法(昭和59年法律86号)第40条 ・電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第26条、第27条 ・電気通信事業法報告規則(昭和60年郵政省令第46号)第5条 ・電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省令第75号)第18条、第19条	当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たってのベースとなる契約であり、外国法人等が我が国電気通信事業者を不当に差別的に取り扱うなどの場合には、我が国の利用者の利益に重大な影響を与えかねません。また、対象となる協定等は我が国の主権が及ばない外国法人等と締結するものであり、締結後に実効ある改善措置を講ずることは困難であることから、我が国の電気通信サービスの利用者の利益を保護するために、協定締結や精算料金の増加につながる協定の変更の際に事前に協定等の内容を確認することが必要です。 また、協定の締結状況及び内容を正確に把握するため、年度報告が必要ですが、総務省としては、世界的な国際通信分野の自由化促進等の社会的動向を踏まえ、事業者の機動的な事業運営に資することは重要であると考えており、事前規制を必要最小限のものにするのが望ましいとの観点から、利用者利便と事業者負担を考慮し電気通信事業法制定時より現在に至るまで継続して規制緩和のための見直しを行ってきているところです。	
5	4月12日	5月2日	5月31日	情報通信	電動車用非接触充電の関連法規の国際規格との整合	<要望>国際規格・国際標準と協調した、電動車用非接触充電システムにふさわしい、規制値を設定する。(人体防護(近接境界)観点、電波障害(遠方電磁界)観点等)。また、非接触充電の設置許可については、型式承認とする。 <理由>現在、電動車用非接触充電システムの法規制は未整備である。但し、関連すると思われる電波法の基準は欧米と比較すると、日本の基準が最も厳しい(①基本波(80~90kHz)帯)。このままの基準が適用されると、国際規格と国内規格が異なり、二重開発を行う必要があり、コスト・工数共に負担大。更に、日本だけに適用される厳しい基準が存在する中では、競争力低下の懸念あり。また、現行法下で非接触充電設備を設置する場合、機体毎に各地域の総合通信局に対して、個別の設置申請が必要となることと想定されたため、普及時における大きなハードルとなることと懸念される。	民間企業	総務省	検討	電波法施行規則第45条等	現行の電波法(電波法施行規則第45条等)において、電気自動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムのうち、出力が50Wを超えるものの設置については、漏えいによる他の無線機器との混信を避ける理由等から、現行の技術基準を用いた個別許可となっています。(なお、「電波法の基準は欧米と比較すると、日本の基準が最も厳しい」とありますが、現在のところ、欧米においても同基準は明示されておらず、国際標準も検討が開始された段階です。)	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキンググループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
6	3月22日	5月2日	5月31日	情報通信	戸籍システムの庁外設置	<p>【具体的内容】 東日本大震災では、戸籍データが消失したり、戸籍取得不能なため被災者への保険金給付が遅れることがあった。自治体毎の戸籍システムの庁外設置を認めることを周知するとともに、大震災時などの非常時に住民が戸籍データを取得しやすくするよう環境整備すべきである。</p> <p>【提案理由】 &lt;規制の現状&gt; ・戸籍法第8条第2項で、戸籍の正本の庁内保管が義務付けられている。 ・震災で自治体が保管する戸籍のデータが失われた例があることから、政府ではL2WAN経由で法務局内に戸籍の副本を置くことを検討している。</p> <p>&lt;要望理由&gt; ・国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日～10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答について等において、法務省は、戸籍情報のバックアップデータの遠隔地保存が先物で認められていることや、データセンターにおける正本を含む戸籍簿の管理は、一定の要件の下で受容されるとの見解を示しているが、この解釈は自治体に浸透していない。当該議論で、戸籍データが紙媒体であるのか電子媒体であるのか不明瞭。 ・バックヤードでの戸籍データの取得は、各自自治体により対応が統一されていない。 &lt;要望理由&gt; ・電子情報処理組織により戸籍を照査する場合、当該データあるいはその副本の外部保存を認めることを自治体に周知し、自治体庁舎の被災時の住民への影響を最小にするための対策を促すべき。 ・庁舎被災時においても迅速に戸籍データを取得できるように、取得方法や公開方法について標準化を行い、バックヤード連携の環境を整備すべき。 ・バックアップへのアクセス手段がL2WAN経由のみでは被災時にアクセスできない恐れがあるので、L2WAN以外でのアクセス手段も設けるべき。 &lt;要望が実現した場合の効果&gt; ・緊急時において迅速な戸籍データの取得を可能とする、安全・確実な行政サービスの提供 ・保険処理等の迅速化</p>	日本経済団体連合会	法務省	<p>戸籍法第8条では、戸籍は、正本と副本を設けることとされ、正本は市役所(市町村役場(以下「市役所等」という。))に備えらるることとされている。また、戸籍法施行規則第7条第1項では、戸籍簿等については、事実を遷行するために、市町村役場の外に持ち出すことはできません。 この規定は、戸籍がコンピュータ化されている場合にも適用されます(戸籍法第119条第2項参照)。 この規定の趣旨は、第一、戸籍簿等が国民の親族の身分関係を登録・公証するという極めて重要なものであることから、その管理・保管を厳重にすることであり、第二に、市町村の戸籍事務を行うに当たって戸籍簿は不可欠であり、これを庁舎外に持ち出すと戸籍事務を行うことができないのである、この弊害を避けるためとされている。 そこで、先例では、コンピュータ化された戸籍簿等について、一定の条件を満たせば、サーバ自体を庁舎外に設置して差し支えないとしていますが、その条件としては、第一の趣旨から、戸籍簿等に対して市市区町村長の管理が実質的に及んでいると認められ、市役所等の庁舎内で管理・保管することと同等かそれ以上に厳重に管理・保管することができることに加え、第二の趣旨から、サーバが市役所等の外にあったとしても、戸籍事務処理に支障を生じることのないように、通信回線で接続された端末が市役所等の庁舎内にあることを求めています。</p>	現行制度下で対応可能	戸籍法第8条	<p>平成24年7月に民間データセンターに戸籍メインサーバを移設すること及び戸籍バックアップサーバを増設することについて、差し支えないとされた事例の回答を发出しており、公利物でも通知が図られています。 また、東日本大震災によって戸籍正本が滅失し、副本も滅失の危険性があったことを受け、戸籍の正本と副本との同時滅失を防止するため、副本を遠隔地で保管、管理することを目的とした「戸籍副本データ管理システム」の構築を当省では行っています。 上記システムの構築によって、大震災時などの非常時に住民の方が戸籍データを取得しやすくするよう環境整備にも資するものと考えています。 なお、バックアップへのアクセス方法等に關する提案については、戸籍簿等は、国民の親族の身分関係を登録公証する唯一の簿であることから、そうした点にも配慮し構築にシステムの構築及び運用に当たる必要があるものと考えています。</p>
7	3月22日	7月9日	7月31日	情報通信	労働保険(雇用保険)および地方税申告などにおける申請手続のオンライン化および簡略化	<p>【具体的内容】 ①雇用保険の申請手続きのうち離職票の一括申請のオンライン化 ②雇用保険の申請のうち、オンライン化が認められている諸手続きにおける簡略化、添付書類の簡素化 ③すべての自治体に「給料支払報告書」の提出のオンライン化 【提案理由】 &lt;規制の現状&gt; 雇用保険、地方税などの手続きに関してオンライン化が認められなかったものが、2001年のe-JAPAN戦略のもと、徐々に拡大、機能強化・改善が図られている。 &lt;要望理由&gt; 雇用保険手続きのうち「離職票」などについては、現状では一括申請のオンライン化が実施されていないため、未だ企業側の負担が残っていることから、一括申請手続きの拡大を求める。また次の手続きにおいては、一括申請のオンライン化が認められてはいないもの、一部確認の添付が求められる企業側の負担が発生しており、改善が求められる。 ①保険育児休業給付(育児休業給付)の申請(初回申請) ②雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は同休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書 の提出 ③雇用保険高齢者雇用継続給付(高齢者雇用継続基本給付金)の申請 ④雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高齢者雇用継続給付受給資格確認 さらに一部の市区町村は「給料支払報告書」をネットでも受理しているが、紙を必要としている市区町村もあり、紙・PDFなどの提出媒体への併用により一体管理を阻害している状況となっている。そこで、すべての全市区町村においてインターネット(給与支払報告書の提出/住民税決定通知書)での受理・通知が認められることが望まれる。更なる希望として、国税と連携して、本人の収入・家族構成等の個人基本情報の把握、共有を行い、届出の一本化を実現してもらいたい。 &lt;要望が実現した場合の効果&gt; 申請する企業および受理する機関の大幅な業務効率化を図ることが可能。</p>	日本経済団体連合会	総務省、厚生労働省	<p>【厚生労働省】 行政手続のオンライン化については、「e-Japan戦略」(平成13年1月IT戦略本部決定)に基づき、政府として利用の促進に取り組むこととされています。 以降、数次にわたって電子申請の利用促進計画が策定されましたが、最近の計画である「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月)において、「オンライン利用促進の対象手続きを費用対効果の高い手続きに重点化、 ①各府省において業務プロセス改革計画を策定する等により、更なる利用促進を図っていくこととされています。 雇用保険関係の手続きの電子申請については、申請可能手続きの拡大に取り組んできた結果、利用件数は伸びています。 【総務省】 ③については給与支払報告書(以下、「e-TAXの電子申告等受付サービス」)を利用して提出することにより、1か所の電子窓口で、電子申告等受付サービスを利用している市町村に電子的に提出することが可能であり、平成25年8月見込みで15,414市区町村が受け付けできるようになっているところである。 平成26年1月からは、一定の事業者(前々年に国税に提出する給与支払の賞与取扱額が1000万円を超える事業者)に対し、給与支払報告書の電子申告又は光ディスク等による提出の義務づけが開始されます。</p>	①現行制度下で対応可能 ②検討 ③対応	<p>【厚生労働省】 雇用保険法第7条 雇用保険法施行規則第6条、第7条 雇用保険法第61条の4 雇用保険法施行規則第101条の13 第101条の15 雇用保険法施行規則第14条の2 第14条の4 雇用保険法第61条 雇用保険法施行規則第101条の5 【総務省】 平成26年1月からの一定の事業者に対する給与支払報告書の電子的提出の義務化に合わせ、全ての市区町村に給与支払報告書の電子申告等の提出が行えるようになります。(平成25年7月時点で、全ての市区町村が電子申告等受付サービスの導入申請を完了しています。)</p>	
8	4月23日	6月6日	7月31日	情報通信	消費者庁表示対策の事項名に対する行政姿勢・行動は甚だ問題であると考えている。昨年のコールセンターの取組中、同庁表示対策から読売新聞「コト」があり、コングガチャ(正式名称、コングリートガチャ)が同法に対して違法であるとの指摘がなされた。同庁側は「昨年のソーシャルゲーム会社からコングガチャの違法性に関して弁護士立ち会いのもと事前相談は一度法であるとの回答をしていながら、法律が変更になった訳ではないのに突然違法であるとした。その理由がユーザーから同サービスに対してクレームが増えたからという理由であった。行政は根拠法に基づいて行政執行をするはずであり、更に「行動」の違法性・内容によって判断すべきで、ユーザーからの「クレーム」で法律解釈や100%変更するのは法と消費者の観点から適切でないと考えが深まる。また同庁側はコングガチャが現行法で違法であると断言しながら、その根拠が曖昧な為、読売新聞にリンクした後に連帯形式で「改正案」を制定して、コングガチャを後になって「違法化」させた。上記の様な手法は行政の恣意的な運用と言えないだろうか。信義則に反するような法律解釈は償むべきであると考え。また、結論としては同サービスは多くのユーザーが支持していることもあり合法化するべきではないか。	個人	消費者庁	<p>不当景品類及び不当表示法(以下「景品表示法」といいます。))では、不当表示を禁止しているほか、不当景品類による顧客の誘引を防止するため、景品類の提供に関する事項を制限するとともに、一定の景品類の提供を禁止しています。 このうち、「二以上の種類の文字、絵、符号等を表示した符票のうち、異なる種類の符票の特定の組合せを表示させる方法を用いた懸賞による景品類の提供(カード合わせ)」については、景品表示法に基づいて定められた「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年9月1日公正取引委員会告示第9号)により全面的に禁止されています。 そして、「「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限の運用基準」において、「携帯電話端末やパソコン端末などを適してインターネット上で提供されるゲームの中で、ゲームの利用者に対し、ゲーム上で使用することのできるアイテム等を、偶然性を利用して提供するアイテム等の権利が保有する法によって無料で提供する場合であって、特定の二以上の異なる種類のアイテム等をもちこんだ利用者に対し、例えばゲーム上で戦うキャラクターや、プレーヤーの分身となるキャラクター(いわゆる「アバター」と呼ばれるもの)が仮想空間上で住む館屋を飾るためのアイテムなど、ゲーム上で使用することができるアイテム等その他の経済上の利益を提供する」場合はこのカード合わせに当たることを明らかにしています。</p>	事実確認	不当景品類及び不当表示防止法	<p>いわゆる「コングガチャ」については、平成24年に入って以降消費者庁へ「子どもに携帯電話を貸し与えたと、多額の料金を請求された。」といった情報や「アイテムを入手しようにして多額の金銭を投入したにもかかわらず、レアアイテムを入手することができなかった。」といった情報が寄せられるようになりました。 地方、従来、いわゆる「コングガチャ」について、景品表示法に基づく措置を講じた例はなく、景品表示法上の規制が及ぶことを明確に示す運用基準等も存在していません。 そこで、インターネット上の仮想空間における懸賞が「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年6月30日公正取引委員会告示第3号)第1項第4号のいう「便宜、労務その他の役務」に該当するという点とカード合わせの禁止規定がオンラインゲームにも適用されることと本件に係る景品表示法の解釈を明らかにすることによって、いわゆる「コングガチャ」が違法なことを明確にし、事業者及び一般消費者者に対し、注意喚起したものです。さらに、消費者庁としてかかる解釈を根拠として景品表示法を執行するのは平成24年7月1日からとし、このことを明らかにするため運用基準を改正し、その施行時期を示すこととしたものです。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
9	5月10日	6月6日	7月31日	情報通信	紙で管理されている公文書の電子化推進	紙の状態が保管されている公文書の電子化に向けた予算措置を行い、全ての公文書を電子的に検索・参照可能なしくみづくりを行うことにより、将来的な文書管理負担の軽減と、オープンガバメントの一層の推進を目指すべきである。 【提案理由】国の公文書は、2009年度の調査では90%以上が紙での管理となっている。このことがオープンガバメント推進の支障となっているのみならず、紙の保管のための庁舎費・委託費や、開示請求があった際などの人件費など、費用が増大する原因になっている。紙の公文書を電子化するには一時的に費用がかかるが、その後の費用削減効果を考えれば早い段階で取り組むべき課題であると考えられる。	民間団体	内閣官房 内閣府 総務省	【内閣府】 行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)において各府省が定めることとされている「行政文書ファイル保存業務」に記載する事項として電子文書の保存場所・方法について、下記の考え方により定めることとされている。 (電子化された公文書の保存場所・方法) 電子文書については、①改ざん、漏えい等の不適切な取扱いを防止する、②一定期間経過後の集中管理を行う、③歴史公文書等として移管のための長期アーカイブへの取扱いを行うなど、特約の経過、利用の状況に即し、適切な保存及び利用を確保するための場所や記録媒体について指図する必要がある。 【総務省】 「文書管理業務の業務・システム最適化計画」(平成19年4月13日各府省情報化担当責任者(10)連絡会議決定、平成23年5月14日改定)に基づき、各府省等が利用可能な一元的な文書管理システムの運用を行っており、各府省等の行政文書や行政文書ファイル管理簿を電子的に管理しており。 *また、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定、平成24年6月29日一部改定)の第6.1(1)及び第6.1(2)において、行政文書ファイル管理簿は、文書管理システムをもって調製するとともにインターネットで公表しなければならない旨が規定されています。	現制度下で対応可能	行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)	【内閣官房】民間加工・編集等をしやすいデータ形式や利用条件で公共データをインターネットで公開する「オープンデータ」の取組においては、白書、防災・減災情報等の重点分野を優先的に、新しく作成するデータについて機械判読に適したデータによる公開を推進しています。過去のデータのオープンデータ化については、費用対効果も踏まえて、ニーズが高いデータについて取り組むこととしています。 【総務省】現在、政府部内では、一元的な文書管理システムを運用しており、各府省等は、同システムに登録された行政文書や行政文書ファイル管理簿を検索・参照することが可能となっております。 また、同システムには、電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載する行政文書ファイル管理簿のデータを作成する機能があり、オープンガバメントにも寄与しております。 【内閣府】制度の現状に同じし
10	5月15日	6月6日	7月31日	情報通信	行政施設や公共空間等での手軽にアクセシブルなWi-Fi環境の整備	電子政府の推進のみならず、商店街振興や観光需要の喚起など、新たなビジネスチャンスを拡大するため、行政施設・公共空間、大型商業施設等でも手軽にインターネット接続できるWi-Fi環境を整備すること。特に、本件は訪日外国人観光客のニーズに応えるとともに、2020年オリンピックの東京招致にも寄与するものである。 (注)誰もが自由にWi-Fi環境を利用できるフリー・サービス(フリースポット)では、日本ではプロバイダー責任制限法に基づき、プロバイダーが利用者によるメールアドレス等の登録による認証パスワードの取得を要求するケースが一般的である。これは利用者特定することで、犯罪抑止につながるなどの観点からである。(他人になりすました不正アクセスやサイバー犯罪を防ぐため)一方で、利用者にとっては、その場ですぐにネット接続するには手間がかかり利便性に欠ける面がある。また、海外のフリースポットでは、こうした認証手続きなくすぐにネット接続できることから、特に観光で来日した外国人からは不評である。	日本商工会議所	総務省	無料公衆無線LANを提供する者に対して、その利用者によるメールアドレス等の登録による認証パスワードの取得を義務付けるものは現時点において存在いたしません。 また、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)は、インターネット上の電子掲示板等における情報の流通により権利の侵害があった場合に所定の要件を満たしたプロバイダ等の損害賠償責任を制限すること等を規定したものであり、無料公衆無線LANの利用者に対して、認証パスワードの取得を要求するような法律ではございません。	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	無料公衆無線LANを提供する者に対して、その利用者によるメールアドレス等の登録による認証パスワードの取得を義務付けるものは現時点において存在いたしません。総務省が定める「無線LANビジネスガイドライン」においては、公衆無線LANサービスの提供に当たっては、利用者の保護及び安心・安全な通信環境の確保の観点から、安全性の高い暗号化及び認証の情報セキュリティ形式に対応することが望ましいとしております。 また、無料公衆無線LANを提供している者が認証等を必要としているのは、不正アクセス等によって第三者に被害が発生した際の自己防衛のための措置の一つでもあると認識しています。このような状況を踏まえ、実際に認証等の手続を導入するかどうかは、各アクセスポイントを設置する者がそれぞれ判断している状況です。	
11	3月22日	7月9日	7月31日	情報通信	情報システムの政府調達に係る規則の見直し	【具体的内容】 技術評価に際して、可能な部分については「相対評価」とするなど、事業者の優位差を明確化するよう現行の技術審査運用を再見直し、応札事業者の技術力をより適切に評価できるよう以下の4点を盛り込んだ改善が必要。 ①プロポーザル方式に代えて適切な技術点の比重設定を可能とする。 ②基礎点を技術点から外し、加点項目のみで技術点評価を実施する。 ③技術点評価を相対評価方式(項目毎の事業者の順位付等)で実施する。 ④低入札価格審査制度においては、従来の会計上の視点に偏らず、落札者が当該案件に係るシステム開発能力を有しているか等、技術的な観点での調査を強化する。 【提案理由】 現状総合評価では価格の比重が高く、提案内容・技術力が優れた事業者が落札するとは限らない。技術重視で評価した事例・実績情報や基準・力がない。いわゆるダンピング受注を排除するための低入札価格審査制度も実施されているが、調査の結果、低価格でも落札に至るケースも多く、必ずしも技術力・知見のある適切な事業者が選定されているとはいえない事例が散見される。 その理由として以下の3点をあげることができる。 ①技術点の中に、本来は資格審査項目に相当する基礎点が含まれており、相対的に技術点の扱いが低い制度運用となっている。 ②技術点評価においては、絶対評価が採用されるため、事業者間の技術力の差を見分けにくいと考えられる。 ③技術的に高い提案を行う場合には、相応のコスト負担も発生する。そのため、価格点に重点を置く評価方式では、加点項目に関する提案をしづらい実態がある。 必落札のために低価格での応札志向、「良い物を買っても安くすむ」提案を目指す可能性を増す。結果的に原価(調達元)にとって良い結果であるとは限らない場合がある。 また、戦略的価格で応札できる体力のある一部企業が有利となり、そうでない企業がなかなか参加できず、国内IT産業が活性化されない。 価格重視から技術重視に変わることにより各社提案内容を重視し、結果的に失敗プロジェクトが繰り返り的に調達コストも安くなると思われる。 したがって、価格重視の入札評価制度を見直し、プロジェクトリスクに応じて高い技術力を有する事業者が適切に選定される仕組みを改めるべきである。	日本経済団体連合会	内閣官房、総務省、経済産業省	【技術点の比率について】 政府調達については、会計法(第29条の6第1項)に基づき、最低価格落札方式によることが原則であるが、契約の性質又は目的から価格のみによる競争により難しいものについては、財務大臣との協議を経て、総合評価落札方式により実施することが可能(会計法第29条の6第2項)。 情報システムに係る政府調達においては、財務大臣との包括協議を実施次第で、採算方式又は採算方式による総合評価落札方式を実施することが可能な状況。 このうち、より技術力を考慮した評価が可能な加算方式については、価格点・技術点=1:1の比率で評価を実施していることであるが、平成23年6月27日より、一定の要件を満たす調達案件については1:3による評価も可能としたこと。 なお、調達案件の内容に応じて、別途、財務大臣との個別協議を実施することになり、技術力の比率を定めることが可能であることは従前の通り。 【技術点における基礎点と加点の割合について】 基礎点と加算点の割合については、調達案件の内容に応じて適宜設定可能であること、基礎点をゼロにすることも可能。 【絶対評価と相対評価の使い分けについて】 絶対評価と相対評価については、調達案件の内容に応じて、適宜使い分け可能。 【低入札価格審査制度について】 低入札価格審査制度は会計法第29条の6第1項但書によるもの、予算決算及び会計令第85条により定められた基準に基づき、安値入札を行った入札者に対して、 ・入札価格の積算は妥当か ・契約の履行に必要な技術者等、履行体制は整備されているか などについて、入札価格の内訳や作業要員の状況等について調査。	現行制度下で対応可能	会計法、予算決算及び会計法等	情報システムの政府調達においては、会計法令に則り、調達の内容に応じて、適切な調達方式の選定や、技術力の評価方法の工夫を行うことが必要であるものと認識しております。 御提案の内容は、いずれも現行の会計法令上実施可能なものですが、今後、各府省において調達業務上の工夫を図って以上への参考とさせていただきますと考えております。
12	3月24日	7月9日	7月31日	情報通信	情報システムの政府調達における技術者要件の厳格化	情報システムの政府調達においては2007年3月1日「情報システムに係る政府調達の基本指針」 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/00070266.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/00070266.pdf</a> が策定されている。 この指針(別紙4)において、情報システムに係る工程との人材に関する重要要件が「参考」として定められている。これを資格要件として「参考」から本期に格上げし、厳格適用することで、入札業者の適切な成果を確保させる。	個人	内閣官房、総務省	「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日CIO連絡会議決定)において、実質的な能力及び技術力を備えた人材の参画を要求するため、参考となる資格等を提示している。	現行制度下で対応可能	—	事業者の人材について具体的などのような重要要件とするかは、個々の調達案件の内容に応じて定められるべきものであることから、当該指針に参考として提示しているところです。 人材に関する重要要件は、調達仕様書において明示する旨を同指針に定めているところであり、各府省はこれに沿って対応しているものと考えております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
13	6月10日	7月11日	8月30日	情報通信	作業場所の巡視業務の簡略化(ITを活用した遠隔確認の容認)	一つの事業所において多数の小規模工事作業現場をかつ持つ場合は、実地の状況を十分に確認できるよう、当該規則による巡回業務を安全衛生責任者または現場監督員(職長)でも可能とするとして、Webカメラや携帯電話のカメラ機能を活用して安全確保対策の実施状況を統括安全衛生責任者に報告する等、IT技術を活用した安全確認手段を可能とすべきである。 【提案理由】労働安全衛生法第十五条により統括安全衛生責任者を選任した場合、労働安全衛生規則第六百三十七条第一項により毎作業日ごと少なくとも1回の作業場所の巡視が義務付けられている。しかし、1つの事業所において多数の小規模工事作業現場を掛け持ちする場合がありますが、1人で全てを巡視確認することが、安全確保上で最良の方法であるのか疑問である。	民間企業	厚生労働省	労働安全衛生法(以下「法」という。)第15条に基づき、特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときは、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、法第30条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が一定の敷末減であるときは、この限りではない。 法第30条に基づき、特定元方事業者は、作業場所の巡視を毎作業日に少なくとも1回、これを行わなければならない。	対応不可	労働安全衛生法第15条、第30条、労働安全衛生規則第67条第1項	作業場所の巡視は、統括安全衛生責任者が一人で行わなければならないのではなく、統括安全衛生責任者の統括管理の下、元方安全衛生管理者等、特定元方事業者の複数の職員に実施させることもできます。 しかし、安全衛生責任者や現場監督員等の関係請負人の職員による巡視をもって特定元方事業者による巡視に代えることはできません。法第30条は、複数の関係請負人が一つの場所を混在作業を行うことにより生ずる危険を防止するため、特定元方事業者に必要な措置を講ずる義務を課していますが、このうち、作業場所の巡視は、作業場において、特定元方事業者が作成した計画に従った作業が行われているかを確認する等、異なる事業者の混在による危険が無いかどうかを確認するものであり、作業場を統括管理する責任を負う特定元方事業者がこれを行わなければならないものであります。 なお、作業場内において特定元方事業者の指示の下に行う関係請負人によるカメラの映像を用いた巡視については、カメラでは肉眼よりも視野が狭いことに加え、関係請負人に不都合な情報が制限されるおそれもあることから、不適当と考えられます。 なお、特定元方事業者には、作業場所の巡視以外にも法第30条第1項各号の事項を実施する義務があり、作業場所の巡視を統括管理させることすら困難なほど多数の工事現場をかつ持つことは、同義務を履行できない可能性の高い状況と考えられ、不適当な状態と考えられます。
14	6月10日	7月11日	8月30日	情報通信	電波伝搬路の保護を目的とした高層建築物等の電波伝搬路の保護	高層建築物等の届出について、地上高31mを超えるものであっても、電波伝搬障害のおそれ小さい規模のものについては届出を不要とする高層建築物等特定工事届を総務大臣に届けなければならない。とされています。 しかしながら、地上高31mをこえる建築物・工作物であっても、電波の伝搬に影響する可能性の低い小さなものについては、同法及び省令により、届出を不要としているところです。 ※重要無線通信：人命若しくは財産の保護又は治安の維持、電気通信業務、放送の業務、鉄道事業に係る列車の運行の業務等の無線通信	民間企業	総務省	電波法においては、高層建築物等の建築による重要無線通信(※)の突然の遮断を防止するため、伝搬障害防止区域内において、高さ31mをこえる建築物その他の工作物の新築、増改築等を行うおける建築主は、工事着手前に高層建築物等特定工事届を総務大臣に届けなければならない。とされています。 しかしながら、地上高31mをこえる建築物・工作物であっても、電波の伝搬に影響する可能性の低い小さなものについては、同法及び省令により、届出を不要としているところです。 ※重要無線通信：人命若しくは財産の保護又は治安の維持、電気通信業務、放送の業務、鉄道事業に係る列車の運行の業務等の無線通信	現行制度下で対応可能	電波法第102条の3第1項、電波法第102条の3第2項、電波法第102条の3第4項	電波伝搬障害のおそれ小さいものとしては、省令により、避雷針、旗ざおその他これに類する大きさ及び形状のものについては届出を不要としているところである。さらに、無線局から一定以上離れた場所における一定以内の幅の煙突その他柱状の工作物のもの等、伝搬障害のおそれ小さいと認められるものについても、同省令により、届出を不要としています。 したがって、電波の伝搬に影響する可能性の低い小さなものについては、届出対象から除外しています。
15	6月10日	7月11日	8月30日	情報通信	景観条例に基づく届出に関する扱いの統一	景観条例に基づく届出に関して、工作物に該当しないものについては、携帯電話の設備も「電気通信事業者の電気通信用のもの」に含むよう扱いを統一すべきである。 【提案理由】景観条例では、「電気通信事業者の電気通信用のもの」が届出対象から除外され、若しくは緩和されていることが多いが、自治体によっては携帯電話の基地局はこれに含まれないものとなる場合がある。東京都北区では、工作物に該当しない「ビル局のアンテナ支持柱」にまで景観条例に基づく届出を求められる。	民間企業	国土交通省	景観法第16条第1項第2号の規定により、景観計画区域内では、工作物の新築、増築、改築若しくは移転をしようとする者はあらかじめ景観行政団体の長に届けなければならないとされています。また、同条第7項第11号の規定により、景観行政団体の条例に定めることで一部の行為について届出義務を適用しないことができます。 ※景観行政団体：都道府県、指定都市、中核市、都道府県と協議した市町村をいいます。	対応不可	景観法第16条第1項第2号、第7項第11号	良好な景観形成に必要な制限は地域によって異なるため、制限の対象についても地方公共団体が条例で定めしめようとしているところであり、取り扱いを統一することは景観形成という政策分野においては不適切と考えます。 なお、景観法第2条第3項の基本理念において、「良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。」と規定されており、地域毎に取り組みべる政策分野であることが明記されております。
16	6月10日	7月11日	8月30日	情報通信	自然公園法等の規制地域の携帯電話基地局設置	自然公園法等による規制地域内への携帯電話基地局の設置については、公共施設とみなして設置判断するようにすべきである。 【提案理由】自然公園法等による規制地域には、電柱など旧来から公共施設とされているものについては設置が認められやすいが、携帯電話基地局は公共施設とされず、設置が困難な場合がある。しかし、携帯電話はもはや通信の主たる手段であり、高い公共性を有するものであるため、公共施設として設置を判断すべきである。	民間企業	環境省	自然公園法においては、特定の施設を「公共施設」と位置づけ、特別な取扱いを定めているものではありません。 自然公園特別地域内における携帯電話基地局の設置については、工作物の新築行為として許可を得る必要があります。許可を判断する際の審査基準(自然公園法施行規則第1条に規定)は、地権区分(保護の重要性に応じた地域区分)ごとに異なります。 第2種及び第3種特別地域においては、公益上の必要性の有無に依らず、審査基準を満たせば、風致景観への影響を個別に判断した上で、認められることがあります。 普通地域では、基準を超える規模については届出を要しますが、風致景観への影響を確認し、認められます。 最も厳正に保護されている特別保護地区及びそれに準じて保護されている第1種特別地域においては、審査基準に基づき、原則、工作物の新築が認められません。公益上の必要が認められる場合には、他の許可基準を満たした上で、許可される場合があります。	現行制度下で対応可能	自然公園法第20条第3項、第21条第3項、自然公園法施行規則第11条	国民共通の財産である風景地を保全するという自然公園法の目的に沿って、人工物の設置については慎重に検討すべきものである。自然公園の区域指定の趣旨に鑑みて、各地域区分ごとに審査基準に基づいた取扱いを基本とする必要があります。 特に、特別保護地区及び第1種特別地域において新たに工作物を設置する行為は、原則回避すべきものです。ただし、地域ごとの社会的情勢等と風致景観への影響を個別に比較衡量した結果、公益上の必要が認められれば、携帯電話基地局などの大規模なもので、現行の制度下で設置を認めている場合があります。 引き続き携帯電話基地局を含め、個別の事業ごとに可否を判断することが必要です。
17	6月10日	7月11日	8月30日	情報通信	生産緑地法の携帯電話基地局建設	携帯電話基地局の公共性を考慮し、生産緑地への基地局設置を容易にする方向で許可基準を定め、各自自治体に周知すべきである。 【提案理由】生産緑地に基地局を建設する場合、市町村長の許可が必要である(生産緑地法第8条)が、許可が下りない市町村がある(具体例：横浜市)。GPL(電柱タイプ)であれば生産緑地の機能を損なう規模ではないのではないかと。	民間企業	国土交通省	生産緑地地区内においては、建築物その他の工作物の新築等や宅地の造成等の土地の形質の変更等の行為は市町村長の許可を受けなければならないとされています。また、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為については、この限りでないこととされています。 また、公共施設等については、生産緑地法第2条第2号及び同法施行令第1条により規定されております。	現行制度下で対応可能	生産緑地法第2条、第8条、生産緑地法施行令第1条	ご提案の携帯電話基地局が、生産緑地法施行令第1条に規定されている公共施設等に該当する施設である場合は、現行制度で設置可能と考えられますが、生産緑地法第8条第4項において、あらかじめ、市町村長に通知しなければならないとされており、また、個々の事情に応じて地方公共団体と調整が必要となる事案があります。
18	6月10日	7月11日	8月30日	情報通信	登録検査等(第一級陸上特殊無線技術士の資格を有する者)の判定員の緩和	無線局の立入検査について、第一種陸上特殊無線技術士も登録検査等事業者の判定員となるよう、資格要件の緩和を検討すべきである。 【提案理由】無線局には、国による立入検査制度があるが、「登録検査事業者の判定員」が検査し、証明書を出すことで代替できる。判定員になれる者の要件として「第一級、第二級陸上無線技術士」があるが、登録検査事業者が有資格者を確保するのが難しいため、下位資格の「第一級陸上特殊無線技術士」でも判定員になれるよう要件を緩和すべきである。	民間企業	総務省	登録検査等事業者制度における判定員の要件を、電波法で以下のとおり規定しています。 ・第一級陸上無線技術士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に5年以上従事した経験を有すること。 ・第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に5年以上従事した経験を有すること。 等	検討	電波法第24条の2第4項第3号、別表第4	本件については、平成25年度内を目途に結論を得よう、検討を行ってまいります。



規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
24	10月16日	12月6日	12月25日	情報通信	戸籍システムのクラウド化推進	<p>【要望の具体的内容】                      現行電子データセンターに戸籍メインサーバ(およびバックアップサーバ)を搬入することについては差し支えないとされ、戸籍正本の遠隔地保存についても戸籍法第8条の解釈により法改正の必要ない認められているが、今後地方自治体の業務において導入が進むと見込まれるクラウドサービスは、この先例だけでは導入が進まない。地方自治体の共同利用(コンシューマ型)では(ベンダー依存・運用、地方自治体が利用料を支払う形態)についても、必要なセキュリティ/運用基準・ガイドライン等必要な法制度の整備を要するべきである。                      また、既に示されている回答等クラウドサービスが認められているのであれば、それを地方自治体へ広く周知すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】                      &lt;規制の現状&gt;                      本法の規制改革要望における法務省回答等を踏まえ、戸籍システムのクラウド化においては現状、下記のような規制・制約がある。                      ①データセンターの場所を公開することが前提。                      ②作業は原則、職員が立ち会うこと(保守・点検含む)。③データセンターの一区域を区切って自治体が専用利用すること。④常時カメラでモニタリングすることは、現状においても、必ずしも認容申請の審査の基準としているものではありません。                      ⑤常時カメラでモニタリングすることが前提。                      &lt;要望理由&gt;                      現状の規制により、クラウドサービスの導入が進まないため、下記の点について検討すべきである。                      ①データセンターの仕様を示せばよいところまで緩和すべきである。                      ②保守作業の迅速化、効率化を図るためデータセンター(事業者)側に任せざるべきである。                      ③直接データをアクセスすることができないこととすればサーバーで共同利用してもよいところまで緩和すべきである。                      ④映像の24時間記録ではなく、台帳上の管理(必要ならばアクセス記録の提示)レベルの内容にすべきである。                      &lt;要望が実現した場合の効果&gt;                      自治体はクラウド利用によりコンピュータ利用コストの低減が図れるとともに、職員の運用・保守負担の軽減も図ることが出来る。                      また、災害時の安全・確実な行政サービスの提供にも寄与する。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	法務省	<p>御提案の規制の現状とされている①データセンターの場所を公開すること、②作業は原則、職員が立ち会うこと(保守・点検含む)、③データセンターの一区域を区切って自治体が専用利用すること、④常時カメラでモニタリングすることは、現状においても、必ずしも認容申請の審査の基準としているものではありません。                      認容申請の審査に当たっては、戸籍法第8条及び戸籍法施行規則第7条第1項の趣旨に基づいては、戸籍情報を厳重に管理・保管するための機器等の管理がされ、かつ市区町村が実質的に管理することができる体制が整備されているか等の観点から、適正かつ柔軟に審査を行っています。                      なお、本年10月に、メインサーバ及びバックアップサーバを市区町村の区域外の民間データセンターに設置することについて、認容して差し支えないと回答し(平成25年10月1日付け法務省民第一90号民事局長民事第一課長回答)。また、本年11月に、戸籍サーバを2町村共同で管理し、市区町村の区域外の民間データセンターに設置することについて、差し支えないと回答して(平成25年11月14日付け法務省民第一947号民事局長民事第一課長回答)。今後、公刊物での周知を予定しています。</p>	現行制度下で対応可能	戸籍法第8条他	<p>制度の現状においてすでに御説明しましたように、これまでも市区町村からの認容申請の審査に当たっては、事業に応じて適正かつ柔軟に対応してきたところです。今後も引き続き、御提案の内容等を踏まえて、様々な形態のクラウドサービスがあることを考慮し、適正かつ柔軟に対応してまいりたいと考えています。</p>
25	10月16日	12月6日	12月25日	情報通信	法人の電子申告フォーマットの簡素化	<p>【要望の具体的内容】                      法人税に関わる財務諸表等の申告フォーマットについて、現行のXBRL対応のフォーマットだけではなく、企業規模に応じて、csv形式等より簡易なフォーマットでも対応できるようにし、中小企業の電子申告を促すべきである。                      &lt;規制の現状と要望理由等&gt;                      ・企業の電子申告で、財務諸表等についてはXBRLフォーマット(2.1)で提出することとされている。                      &lt;要望理由&gt;                      ・XBRLフォーマットの小項目等への対応は、各企業で行う必要があるが、中小企業等では自社に関する情報をXBRLフォーマット化する事務負担が大きくなり、結果として、電子申告は申告書および別表などの部分に限定され、決算書等を電子的に提出していない中小企業が多いのが現状である。                      &lt;要望が実現した場合の効果&gt;                      ・中小企業が決算書等のレベルも含めて、電子申告でデータ提出が可能となるため、中小企業事務の効率化が図られる。                      ・国税庁においても、中小企業からの申告の詳細データが電子化されることから、多角的・効率的な調査業務に資する。                      ・中小企業の決算書等の詳細なデータが電子化されることにより、金融機関においても、融資等の評価が効率的かつ迅速的に行いやすくなるため、円滑な中小企業金融に資する。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	財務省	<p>国税電子申告・納税システム(e-Tax)で法人税申告を提出する際に、併せて財務諸表等を電子データで作成し、提出する場合は、現在、XBRL形式で作成するようe-Taxの利用規約及び国税庁が公開するインターフェイスの仕様で定めています。                      XBRLは、企業により勘定科目等が異なる財務省表を標準化するためのツールとして利用することが可能であることから、e-Taxにおいても平成16年2月の運用開始当初から、当該形式を採用しています。                      XBRLは、e-Taxの他、東証の適時開示情報閲覧システム(TDnet)や金融庁の有価証券報告書等の電子開示システム(EDINET)、金融機関から日銀への財務データの報告でも導入されています。</p>	検討を予定	—	<p>企業においては、財務諸表について既に何らかの形で電子化されている場合が多く、これらのデータを直接e-Taxに利用できるようにして、各企業及び国税庁双方の事務の効率化に資するものと考えられます。このため、XBRL形式へ簡易にデータ変換するツールを提供できれば、容易にXBRL形式の財務諸表データの作成・提出が期待できるものと思われま。26年度から、こうした変換ツールの提供も含めた対応について検討を開始してまいりたいと考えています。</p>
26	10月16日	12月6日	12月25日	情報通信	地方自治体に対する入札参加資格申請手続きの簡素化	<p>【要望の具体的内容】                      地方自治体に対する入札参加資格手続きに必要な書類に関し、国・政府または県レベルで標準化・電子化を更に進め、統一書式でオンライン申請を行えるようにすべきである。                      &lt;規制の現状&gt;                      地方自治体の公共工事参加に必要な入札参加資格申請手続きは、国土交通省統一様式の採用など一定の標準化された書類での申請が認められているものの、各自治体によって書類・書式が異なることも多く、また紙ベースでの申請が中心となっている。                      &lt;要望理由&gt;                      上記状況から全国ベースで営業している建設会社は、同じ書類や内容はほぼ同じだが微妙に異なる書類を全国各地の自治体に提出しなければならず、さらなる効率化の余地があると考えられる。                      &lt;要望が実現した場合の効果&gt;                      国レベルでの書類の標準化と地方自治体の資格認定基準を連動させること、および申請をオンライン化することにより、審査側・申請者側共に業務効率化が期待できると共に、書類作成に要する資源(紙類)を減らし、かついざれ発生する廃棄物の抑制に繋がる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	総務省、国土交通省	<p>【総務省】                      地方公共団体の長は、必要があるときは、競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができるとされています。(地方自治法第234条第6項、地方自治法施行令第167条の5、同令第167条の11)                      【国土交通省】                      一定の資格等級区分の者による競争を確保するとともに、不良・不適格業者を排除するため、各地方公共団体毎に定期的に競争参加資格審査を行っています。</p>	対応不可	【総務省】 地方自治法 【国土交通省】 地方自治法施行令	<p>【総務省】                      地方公共団体が契約の相手方として適当な者を選定するために、地方公共団体の長は競争入札に参加させることができる者の資格を定めることができるとされていることから、入札参加資格の申請に当たり必要な書類等は入札を行うおとする地方公共団体ごとに異なります。したがって、国が入札参加資格に必要な書類を全て標準化し、統一書式でオンライン申請を行えるようにすることは、困難であると考えます。                      【国土交通省】                      地方公共団体における競争参加資格審査については、客観点数(経営事項審査の総合評価値)に加え、各地方公共団体が地域の実情に対応して底工業績や地域貢献度等の事項を評価する主観点(発注者別評価点)により資格審査を行っているため、国において統一書式等を定めることは不可能です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
27	10月16日	12月6日	12月25日	情報通信	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化	<p>【要望の具体的内容】 住民税特別徴収に係る全ての手続きは、eLTAxをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。これにより、①給与支払報告書の電子データ提出の窓口の一本化、②企業に対する課税通知書の電子化(「企業に対して1つの電子データでの提供」、③個人への課税額通知方法の統一(データを1本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等)、④各種異動手続きのオンライン化、⑤各種書類のフォーマットの全国統一を実現すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 eLTAxについては、市町村に対する地方財政措置や政府による働きかけがなされた結果、未導入の市町村は減少しているものもまた多い現状にあり、より強力な手法等を用いながら、早期に全自治体への導入を実現すべきである。その他項目ごとの理由は以下の通り。 ①総務省により地方税の電子化(eLTAx)が進められてはいるが、市区町村単位の対応となっている。(2013年4月現在 約300市町村が未導入)。現状では、電子納付の利用は現実的ではなく、結果大量の紙を各市町村へ郵送せざるを得ない。早急に全国展開を実現し、全市区町村の電子データを一括で受け取れる窓口を構築し、市町村番号等で各市町村に振り分けられるべきである。 ②課税通知書・総括書・税額変更通知書のフォーマットが市町村ごとに異なることにより、管理が困難かつ非効率な状態であるため。 ③インプットミスによる誤徴収防止のため。 ④上記③と同様。 ⑤上記②と同様。 なお、③⑤については、上記理由に加えて、自然環境保護(紙の削減)や個人情報流出リスクの削減等の効果も見込まれる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	総務省	平成25年11月現在、全1,742市区町村がeLTAxを通じた給与支払報告書の提出に対応しています。 ①提出先はeLTAxポータルに一元化されています。 ②eLTAxにより給与支払報告書が提出された企業に対しては、紙での通知に加え、電子データでも税額を通知している市区町村もあります。 また、eLTAxにおいては、複数の市町村からある一つの企業に特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業へ送信される機能が既に実装されています。 ③個人への税額通知は紙により行われています。 ④異動届出はeLTAxを通じて行うことが可能です。 ⑤給与支払報告書や納税通知書等の各種様式は、地方税法施行規則により、統一された様式が示されています。	検討に着手	地方税法第317条の6、第321条の4-5、地方税法施行規則第2条、第10条	eLTAxを通じ、特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAxを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAxに対応できるように改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する予定です。 「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAx仕様の統一フォーマットについては、上記の改修に併せて平成27年9月を目処に対応します。 各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルの機能と併せて検討を行います。
28	10月16日	12月6日	12月25日	情報通信	全地方自治体における償却資産税の電子申告・届出(eLTAx)の可能化	<p>【要望の具体的内容】 償却資産税の電子申告・届出(eLTAx)サービスに対応できている地方自治体が限られている。全地方自治体で展開すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 電子申告・届出(eLTAx)にサービスに対応できている自治体が限られている。 ＜要望理由＞ ①申告市区町村が多数あり電子申告・届出(eLTAx)とそれ以外の申告で分けるには、事務手続き上困難である。 ②電子申告に統一すべきである。 ③要望が実現した場合の効果＞ ①「申告書、明細書の紙の削減」「発送作業」を削減することができる。 ②自治体側では、紙での保管が不要となり、データベースで明細の管理ができる。 ③自治体側で申告している会社のデータベース作成が容易にできる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	総務省	平成25年12月現在、固定資産税の償却資産の電子申告が可能な自治体は、1,692市町村(特別区は東京都において対応)となっており、全市町村の98.4%で利用可能となっているところである。 また、平成26年4月までに、固定資産税の償却資産の電子申告が可能な自治体は、1,695市町村(全市町村の99.9%)となる見込みとなっているところである。	現行制度下で対応可能	-	納税者の利便性向上のため、引き続きeLTAxの運用費用等について所要の地方財政措置を講じるとともに、未対応自治体がさらに少なくなるように働きかけを行います。
29	10月16日	12月6日	12月25日	情報通信	自治体から金融機関への決済データのオンライン化推進	<p>【要望の具体的内容】 自治体と金融機関の間でやりとりされる「総合票込」や「口座振替」のデータ授受は、現状FD、MT、MO、CMTなどにより行われている。事務の効率化、コスト削減、紛失リスク低減のため、オンライン化を推進する施策を政府として実施すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 各自治体の「口座振替収納事務取扱要綱」などでフロッピーディスク等の電子記録媒体で実施するよう規定しているケースがあり、FD等の媒体の運用が継続されている。また多くの自治体および金融機関が足並みを揃える必要があるが、主導する組織が無い。 ＜要望理由＞ 【電子記録媒体紛失のリスク】電子記録媒体は郵送・搬送に加え、自治体内でも人手を介して取回されているため、紛失や盗難のリスクが高い。 【事務負担】媒体の保管・持ち出し管理や、複数媒体の郵送・搬送のための仕分処理など、事務手続きの負担が大きい。 【時間的ロス】郵送・搬送に時間がかかるため、依頼時間が制限される。また依頼結果の取得にも日数を要する。 【媒体入手困難】オンラインが当然となりつつあり、メーカーが媒体を製造・販売しなくなっている。 一部の自治体のみがオンライン化する状況が続く場合、金融機関は、オンライン化しない他の自治体向けの従来手段への対応も求められることで、事務負担が二重となり過重な社会コストが発生する。これを回避するため、国として、全ての地方自治体を対象としてオンライン化するよう施策を実施すべきである。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 全国の自治体におけるサービスレベルの向上、トータルコストの削減、運用フローの標準化による事務負担の軽減、紛失、情報漏えいリスクの低減、システムセキュリティの向上(データのオンライン送信によるデータ改ざんリスク等の減少)</p>	(一社) 日本経済団体連合会	総務省	口座振替の具体的な事務処理については、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、各地方公共団体が必要に応じて適宜定めているものです。	現行制度下で対応可能	-	法令による規制はありません。 なお、オンライン化を図るためにはシステム改修等の対応が必要であり、地方公共団体と指定金融機関の間で個別具体的に検討が必要だと考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
30	10月16日	12月6日	12月25日	情報通信	国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>①新規契約締結時の事前承認の廃止または認可期間の短縮</p> <p>②以下の場合の認可手続きの廃止または認可期間の短縮</p> <p>(1)既に協定等を締結している外国事業者と精算料金変更に伴う当該協定等の変更する場合、同一の特定対地内で協定等を利用している他の事業者よりも精算料金が高くないことが明らか</p> <p>(2)既に音声通話機能において協定等を締結している外国事業者とテレビ電話機能の精算料金を追加または変更する場合の当該協定等の変更</p> <p>③外国政府等との協定の契約及び変更に関する年度報告の廃止または報告内容、報告基準の簡素化</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>電気通信事業法施行規則一部の改正により(平成19年6月5日)、外国政府等との協定等の締結・変更等の認可対象範囲を縮減する規制緩和措置が講じられた。(※既に音声通話の協定を締結している事業者とのTV電話の追加などにより精算料金が音声電話を上回らない場合、また既に協定を締結している事業者が提供事業を追加する際に精算料金が増加しない場合が認可対象となつた)しかし、事業者における負担が少なくなってきているものの、未だ、ユーザーの早期サービス提供が十分に実現できない状況にある。以下の理由から規制緩和を要望する。</p> <p>ユーザーの早期サービス提供の実現</p> <p>認可までに約2週間を要しており、準備期間を含めて1ヶ月サービス提供が遅れる場合がある。認可の対象外となれば、協定締結等までの時間が大幅に短縮が期待でき、サービスの柔軟な提供が可能となる。また、認可廃止が困難である場合は、さらなる認可期間の短縮や行政手続きの簡素化を実施すべきである。</p> <p>ユーザーの利益保護の要件を充足</p> <p>日本国内のアクセス・チャージについては指定事業者以外は届出していない現状に鑑みると、海外事業者へのアクセス・チャージも同様の視点から、不要と考えられる。</p> <p>事業者における負担軽減(例えば、約1人月の人的リソースが軽減される見込み)</p>	総務省	電気通信事業者が、外国人等と国際ローミングに係る協定等を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは総務大臣の認可を受けなければならないとするものです。	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業法(昭和59年法律86号)第40条</li> <li>電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第26号)第26条、第27条</li> <li>電気通信事業法(昭和60年郵政省令第46号)第5条</li> <li>電気通信事業法関係審査基準(平成19年総務省令第75号)第18条、第19条</li> </ul>	<p>総務省としては、世界的な国際通信分野の自由化促進等の社会的動向を踏まえ、事業者の機動的な事業運営に資するため事前規制を必要最小限のものとするのが望ましいとの観点から、電気通信事業法制定時より現在に至るまで継続して規制緩和のための見直しを行ってきたところである。</p> <p>他方、当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たつての基本となる契約であり、外国人等が我が国の電気通信事業者を不当に差別的に取り扱う場合や事業者間の精算料金が高止まる場合などには、我が国の利用者の利益に重大な影響を与えかねません。特に、国内の通信料金に比べて国際ローミング料金は高額であり、利用者保護を目的として国際ローミング料金の低廉化に向けた取組が推奨されている世界的な潮流を踏まえ、当該認可の維持は不可欠であると考えられます。</p> <p>また、対象となる協定等は我が国の主権が及ばない外国人等と締結するものであり、締結後に実効ある改善措置を講ずることは困難であることから、我が国の電気通信サービスの利用者の利益を保護するために、協定締結や精算料金の増加につながる協定の変更の際に事前に関係審査基準(平成19年総務省令第75号)第18条、第19条に基づき協定の内容を確認することが必要です。</p> <p>なお、認可手続きについては可能な限り短期間で手続きが進められるよう努めており、今後も引き続き迅速な行政手続きの遂行に努めてまいります。</p>
31	10月16日	12月6日	12月25日	情報通信	キーレスエントリー、タイヤ空気圧モニターシステム(TPMS)の電波周波数の国際調和	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>日欧双方の周波数を米の方式(315Hz及び433Hz)に調和する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>TPMSやキーレスエントリーのような小物の電波の周波数については、日本では315Hz、欧州では433Hzと要件化されている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>TPMSやキーレスエントリーを欧州から日本に出荷する場合、周波数を433Hzから315Hzに変更しなければならない。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>ユーザーは多様なTPMSとキーレスエントリーを利用できるようになる。</p>	総務省	<p>(提案内容中、315MHzとあるのは315MHz、433Hzとあるのは433MHzと思われる。)</p> <p>我が国におけるキーレスエントリー及びTPMS(タイヤ空気圧監視システム)用途の周波数は315MHz帯が使用されており、一方、433MHz帯は、アマチュア局により使用されています。</p>	対応不可	電波法第26条	433MHz帯の周波数の電波は、アマチュア局で使用されており、アマチュア局から発射される電波と混信して、キーレスエントリーやタイヤ空気圧監視システムが誤作動したり、これら機器から発せられる電波によって、アマチュア局の運用が阻害される恐れがあるため、提案の実現は困難です。
32	10月16日	12月6日	12月25日	情報通信	18GHz帯送信空中線の開口径の規制の見直し	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件における、送信空中線の開口径の規制(送信空中線の開口径は、1.2m以下であること)を撤廃すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等無線設備においては、当該規制によって送信空中線の開口径は1.2m以下に規制されている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>しかしながら、海外における18GHz帯の1.2mクラスの空中線の実際の開口径は、1.2mを超えるものが多く見受けられる(たとえば約1.3mなど)。これらの空中線は本規制のため、日本国内においては使用することができない。一方、国内規制を遵守した国産の空中線は、海外市場において、海外製の空中線に比較して利得が低く採入れられ不利な競争を強いられる。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>本要望が実現すると、海外製の空中線の調達を容易にする。また、新たな規格で国内で空中線が生産された場合、海外空中線と対等な競争環境が整うことになり、国産空中線の海外輸出を促進することも期待できる。</p>	総務省	<p>平成14年度に答申をいただいた、「準ミリ波帯公共業務用無線アクセスシステムの技術的条件(審判第2010号)」で、予備(移動する局)の空中線の開口径の制限を1.2mとして検討を実施しております。</p> <p>そのため、無線設備規則第49条の25の2第1項第8号に基づき総務省告示第1239号において、18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備の無線設備の技術的条件で、送信空中線の開口径を1.2m以下と規定しています。</p>	検討を予定	無線設備規則第49条の25の2	本件については、平成26年度を目処に結論を得るよう、検討を行ってまいります。
33	10月16日	12月6日	12月25日	郵便・信書便	郵便・信書便制度の技術的な見直し	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>信書の定義を、現状の内容基準から外形基準に改めるとともに、利用者に対する罰則規定を廃止すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>郵便法により、信書の送達には日本郵便の独占事業とされており、同法の定義に基づき総務省が信書の解釈指針を定めている。しかしながら、定義が「意思もしくは事実を伝達するもの」という非常にあいまいな内容基準によるため、信書の範囲が過度に広範となるだけでなく、同じ文書が送り非常に遅く信書に該当したりしなかったりするなど利用者にとって分かりにくい制度となっている。また、信書郵便もしくは信書便以外で輸送した場合、郵便法により、輸送事業者だけでなく輸送委託した利用者も郵便法に基づき罰金が発生し、現案に、一般送達事業者が文書の発送の遅延、利用者の内容物の確認等を行っても、利用者が書類送達されるケースも発生している。そのため、文書輸送サービスの利用につき、利用者が受領するのみならず、サービスの利便性も損なわれる状況にあり、公平かつ公正な競争環境が阻害されている。</p> <p>諸外国では信書の定義を客観的な外形基準に基づき定めることが一般的であることから、現在の信書の定義を外形基準により定めることとし、必要最小限のユニバーサルサービスは確保する観点から、ほか等同一位の私人が多く送信に利用するものを信書とする。これにより、利用者の利便性向上と多様な事業者の創意工夫による新サービスの創出、コストの削減、ひいては文書輸送市場の活性化が期待できる。</p>	総務省	<p>諸外国の一部で重量等の外形基準に基づいて定められているのは、信書又は書状のうち郵便事業者が送達を独占する信書又は書状の範囲についてであり、信書の定義そのものについてはありません。</p> <p>なお、我が国では、信書の送達については、郵便法において、日本郵便株式会社ユニバーサルサービスとしての実施を義務付けるとともに、民間事業者による信書の送達に関する法律において、その他の民間事業者も総務大臣の許可を受けて全面的に参入することが可能となっており、日本郵便株式会社による独占範囲はありません。総務大臣の許可を受けず他人の信書の送達を業として行う者や当該者に信書の送達を委託した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとなります。</p> <p>「信書」は、郵便法第4条第2項において「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と明確に定義されています。これを踏まえ、総務省において、ガイドライン(「信書に該当する文書に関する指針(平成15年総務省告示第270号)」等)を作成して制度の周知を行うとともに、個別の照会に対しては丁寧に回答するなど、制度の適正かつ円滑な運用に努めているところです。</p> <p>こうした制度下で、国民の基本的通信手段である信書の送達のユニバーサルサービスが確保されるとともに、既に400人以上の民間事業者が総務大臣の許可を受けて信書の送達事業に参入し、各事業者の創意工夫により多種多様なサービスが提供されており、市場規模も順調に伸びているところです。</p>	その他	郵便法第4条及び第7条、民間事業者による信書の送達に関する法律第3条、第6条及び第29条	<p>信書の取扱に関する規制については、平成25年3月から6月にかけて規制改革会議で議論が行われ、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、平成25年度に総務省で検討を行い、結論を得るとの答申がなされたところです。</p> <p>この答申を受けて平成25年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、総務省では、平成25年10月に情報通信審議会に郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について諮問し、平成26年3月を目途に一定の結論を得るべく検討を行っているところです。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
34	10月16日	12月6日	12月25日	情報通信	情報通信機器の技術基準との整合化加速	<p>【要望の具体的内容】 情報技術機器のACアダプタに関するJ60950-1(H22)のように、国際標準であるIEC規格との整合があっても、版数の整合性が取れない規格について、当該規格を最新のIEC規格に早急に整合させる。もしくは最新のIEC規格を整合規格として認めるべきである。</p> <p>【規程の現状と要望理由等】 電気用品安全法の技術基準(J規格)は、国際標準であるIEC規格との整合が取れていても、その版数までは整合が取れない場合がある。例えば、情報技術機器のACアダプタに関するJ60950-1(H22)は国際標準IEC 60950-1(2001)対応である。グローバル展開を視野に入れている製品においては、最新の国際標準と一昔前の国際標準の双方を考慮に入れた設計をせざるを得ず、メーカー側の負担となっている。また、最新国際標準に適合する製品を設計した場合であっても、国内市場へ提供することが出来ない場合がある。最新の国際標準と電安法の技術基準(J規格)との同調率が高まることで、メーカー側の設計負担が軽減され、かつ、最新の国際標準に適合した製品が日本国内でも流通することとなる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)では、第2項において、経済産業大臣が定める基準を定めています。この基準はIECを日本に取り入れたJISを電気用品の安全性の基準として取り入れるものです。取り入れや改正の要否を民間から受け、日本と外国の電力使用環境の差を考慮した技術的な確認を経てJ規格として基準に反映して頂いております。	検討に着手	電気用品安全法第8条 電気用品の技術上の基準を定める省令	平成25年7月1日に「電気用品の技術上の基準を定める省令」を改正し、技術基準の性能規定化を行い、平成26年1月1日に施行を予定しています。改正省令施行以降、技術基準省令の要求事項を満足する「整合規格」として、JIS等の規格を速やかに取り入れるための審査体制を構築すべく、平成25年12月に開催した産業構造審議会製品安全小委員会において、電気用品整合規格検討WGの新設等が承認されたこと。ご提案いただいた「J60950-1(H22)を含め、いくつかの基準については、最新の国際標準との間隔を図るべく、当WG、パブリックコメント等を踏まえ、平成26年夏までに整合規格へ反映する予定です。
35	10月9日	12月6日	1月17日	情報通信	アプリ(前払式バーチャルコイン付き)廃止時の対応	<p>【具体的内容】 前払式バーチャルコイン付きのアプリを廃止しようとするときは、その旨を「新聞広告」でもって利用者に周知することが義務付けられている。そこで、廃止を周知する手段として、紙メディアである「新聞広告」だけでなく、自社ウェブサイトなどの電子的な周知方法でもって代替えるような規制改革を求めたい。</p> <p>【提案理由】 廃止しようとするアプリは、ビジネスとして収益を上げられていないものが多い。一方で、日刊新聞への広告費削減について、電子的な代替手段を活用する</p>	新経済連盟	金融庁	資金決済に関する法律に基づき、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、内閣府令で定める額を保有者に対し払い戻ししなければならないこと。この払い戻しを行うおときは、前払式支払手段発行者は、「払戻しをする旨」払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出を出すすべし」と当該申出をしない前払式支払手段の保有者は、払戻しの手続きから除外されるべきこと等を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公示しなければなりません。	検討を予定	資金決済に関する法律第20条第1項、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第2項	<p>現行法では、払戻しを行うことによる保有者に対する影響(除斥など)が大きくなり、保有者に広く周知する必要があるため、前払式支払手段発行者は「払戻しをする旨」等について日刊新聞紙により公告することが義務づけられています。</p> <p>この制度趣旨を踏まえた上で、日刊新聞紙による公告に代えて電子的な周知方法を行うものとすることができないかについて、資金決済に関する法律附則第36条の規定に基づく見直し等の中で、検討を行います。</p> <p>&lt;参照文献&gt; 資金決済に関する法律 附則 【検討】 第三十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 ※資金決済に関する法律の施行日は、平成22年4月1日。</p>
36	10月16日	12月6日	1月17日	情報通信	患者情報の共有・連携のための個人情報保護条例のあり方	<p>【要望の具体的内容】 患者情報の共有・連携のために、自治体毎に異なる自治体病院等の情報外部保存や情報利活用等の要件に関して、適切な個人情報保護管理を行うため、国として統一基準を示すべきである。</p> <p>【規程の現状と要望理由等】 医療情報連携ネットワークや「地域包括ケア」など医療機関間や多職種間で求められる患者の情報連携において、自治体毎の個人情報保護条例により患者情報の取り扱いが異なることから、地域ごとに外部保存や情報利活用等に関する考え方が異なり、その調整に想定以上の時間がかかるなど、「医療情報連携ネットワーク」や「地域包括ケア」の普及に支障が生じている。</p> <p>医療等サービス提供の効率化および患者の利便性を確保する観点から、個人情報保護に適切に対応できるようにするため、自治体に対して統一基準を示すべきである。「健康・医療戦略」や「世界最先端IT国家創造宣言」等に示された医療介護情報連携基盤の構築(医療情報連携ネットワークを2018年度までに全国への普及・展開等)を図るためには、本件が阻害要因となるため、早急に対応すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省 厚生労働省	<p>【総務省】 地方公共団体における個人情報保護条例については、個人情報保護法の趣旨に則り、その地域の特性等を踏まえ、各団体の自主的な判断によって制定、運用されている。</p> <p>【厚生労働省】 現在でも、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」において、情報外部保存や情報利活用に関する指針を示しておりますとともに、個人情報の保護に関する法律(平成19年法律第57号)の適用対象とならない自治体病院等に対しても、本ガイドラインの十分な配慮を求めています。</p>	【総務省】 その他 【厚生労働省】 検討を予定	<p>【総務省】 個人情報保護条例(地方公共団体)</p> <p>【厚生労働省】 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</p> <p>【厚生労働省】 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等</p>	<p>【総務省】 地方公共団体の保有する個人情報の利用・提供の是非については、各団体の個人情報保護条例に基づき判断いただくものである。</p> <p>【厚生労働省】 自治体毎に個人情報保護条例やその運用(患者同意の取り方)が異なっていることが、地域医療連携ネットワークの普及促進の課題となっているとの指摘があることを踏まえ、平成26年度中に国において全国各地の事例を収集・成功事例の分析を行い、所要の措置を講ずることを検討しています。</p>
37	10月16日	12月6日	1月17日	情報通信	電気通信事業法の適用範囲に関する有権解釈の変更	<p>【要望の具体的内容】 国内の利用者向けに提供されている電気通信サービスについては、電気通信設備の位置や提供事業者の設立国に関わらず、電気通信事業法にかかる同一の規制を敷くべく、有権解釈を変更し、下記の通りとする。</p> <p>【規程の現状と要望理由等】 国内の利用者向け電気通信サービスであっても、国内に設置された電気通信設備を用いて提供されているが、国内に事業を営む拠点を置く者が、国内に設置した電気通信設備(サーバ)を用いて、インターネットを通じて国内の利用者向けに提供(電気通信事業参入マニュアル「通称版」一層出等の要否)に関する考え方及び事例(一斉提供)されるものでない限り、電気通信事業法の適用を受けないこととなり、司法解釈は(総務省)の権限に依拠して行われる。</p> <p>&lt;要望理由&gt; インターネットサービスはボーダレスであり、利用者は海外事業者が提供していることを意識せず、サービスを利用している。サービスの提供態様に変異はないが、有権解釈の要件に該当した場合、電気通信事業法の適用を受け、通信の秘密の遵守や総務省への事故報告など、広範な規制の適用を受け、2)の問題がある。</p> <p>1)多くの国内利用者が受けているサービスであっても、電気通信事業法の適用を受けていないことを利用者は意識しておらず、同法の規制の目的が達されていないが、支障が生じていないのであれば立法事実が残存しているとの検討が必要</p> <p>2)電気通信事業法の適用を受ける事業者にとって、提供するサービスが同法の適用を受けないサービスを提供する事業者と変わらないにもかかわらず負担を負うこととなり、海外事業者に対して競争上ペナルティ。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; ①国内利用者が利用者保護を享受でき、②事業者に適用される規制水準が平準化され、規制環境が整備される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>【電気通信事業法の目的】 電気通信事業法第一号は、法律の目的を以下の通り定めています。</p> <p>第一号 この法律は、電気通信事業の公益性にかかわらず、その運営を公正かつ合理的なものとするにとり、その公正な競争を促進することにより、電気通信事業の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>電気通信事業は、国民生活及び産業経済活動に必要な不可欠な電気通信役務を提供する事であるため、国民生活のサービスに支障をきたさないよう、その公益性を確保し、もつて、この公益事業としての公益性等に鑑み、法律の目的を達成するため、電気通信事業法は一定の規律を課していることとする。</p> <p>【国内に設置した電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信事業の取扱い】 電気通信事業法を含め、一般的に、我が国の法の効力が及ぶ範囲は日本国内に限られます。</p> <p>電気通信事業法第2条第3号に、「電気通信設備 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し」とありますが、この「電気通信設備」の設置場所については限定はなしていません。この公益事業としての公益性等に鑑み、法律の目的を達成するため、電気通信事業法は一定の規律を課していることとする。</p> <p>【国内に設置した電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信事業の取扱い】 電気通信事業法第2条第3号に、「電気通信設備 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し」とありますが、この「電気通信設備」の設置場所については限定はなしていません。この公益事業としての公益性等に鑑み、法律の目的を達成するため、電気通信事業法は一定の規律を課していることとする。</p> <p>【国内に設置した電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信事業の取扱い】 電気通信事業法第2条第3号に、「電気通信設備 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し」とありますが、この「電気通信設備」の設置場所については限定はなしていません。この公益事業としての公益性等に鑑み、法律の目的を達成するため、電気通信事業法は一定の規律を課していることとする。</p> <p>(本件解釈については、電気通信事業法の登録や届出に係る基準や事例等を詳細に提示している「電気通信事業参入マニュアル「通称版」」に記載し、明らかにしています。)</p>	対応不可	電気通信事業法第2条、第9条及び第16条	<p>電気通信事業法においては、電気通信設備に着目した規制が行われているところ。一般的に、我が国の法の効力が及ぶ範囲は国内に限られており、電気通信事業法の効力が及ぶ範囲については、電気通信設備に着目し、その電気通信設備が国内に設置(国内に事業を営む拠点を置いて)海外サーバを支配・管理する場合を含む。)されているか否かによって、法の適用の可否を判断しています。</p> <p>いづれにせよ、電気通信事業法の目的を達成するためには、上記解釈に基づく同法で定める規律の適用が必要と考えております。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
38	10月18日	12月24日	1月17日	情報通信	Bluetooth等の無線機器	日本国内でBluetooth等の無線機器を使用する場合は、電波法に基づく基準認証を受け、総務省令で定める技適マークのステッカー等が貼付されている必要がある。 日本正規輸入元が海外メーカーから認証取得に必要な情報を入力し日本において申請、また海外のメーカー自身が申請し、技適マークのステッカーを出荷時に商品本体に貼付している。 Bluetooth機器等の一部商品は、メーカーが日本だけでなく世界中に出荷するに技適マークを貼付した商品を出荷している場合があるが、日本正規輸入元が日本に出荷する製品のみ技適マークを貼付するよう契約をしている場合がある。 電波法に基づく基準認証の申請は、膨大な申請期間と費用が発生するため、並行輸入をする業者は技適マークが貼付されていない商品を輸入販売し、結果的に市場に多く出回っているといえる。それを日本国内でまったく流通していないような無線機器は申請の必要があるといえるが、すでに日本の正規輸入元・海外メーカーが日本で電波法に基づく基準認証を受けた商品については、その型番等から同じ商品である場合(※型番は日本独自に変更している場合があるので実質的に同じものといえる場合)は、技適マークのステッカーが貼付されていなくても、気軽に利用してほしい。 並行輸入として価格競争を促進することは販売者、輸入者、利用者すべてにとってよいことである。世界基準で定められているWi-Fi、Bluetooth等の規格である一部商品だけでも緩和すべきである(TPPがらみのISD条項とも関係があるのでは?) ※外国人等がもっている自国で購入したBluetooth機器を日本へ海外旅行に来たときに使用した場合、その多くは技適マークが貼付されていないが、外国人はそのような法律をまず知らないまま使用しているといえるような問題も発生しており、あまり意味のない規制といえる。	個人	総務省	対応不可	電波法第4条第1項第3号	この技適マークの表示は、電波法に基づく技術基準に合致していることを明らかにするためのものであり、認証取扱業者等に限って表示することができるものです。 当該表示により利用者が安心してBluetooth等の無線機器を使用できることとなります。 仮に、型番等が、技適マークが表示されている無線設備と同じであっても、当該設備が電波法に基づく技術基準に合致していることが確認できないことから、免許不要品として利用することはできません。	
39	10月22日	12月24日	1月17日	情報通信	インターネット上で不動産取引の重要事項説明を実施する件	【規制改革の内容】 現在は、宅地建物取引主任者が対面で書面を用いて不動産取引の重要事項説明をし、同主任者が記名押印をすることが義務づけられているが、インターネット上で重要事項説明を受けることを希望する契約者に対し、それを可能とするように規制改革を行うことを提案する。対面での説明とインターネットでの説明を両者が選択できるようにすべきである。 【規制改革の効果】 この規制改革により、消費者には以下の2つのメリットがある。 (1)自宅等でインターネットを使って重要事項説明を受けられることによって、利便性が向上する。 (2)契約の任返感を受けずに、丁寧な説明を受けることができる。 不動産業者は、以下のメリットがある。 (1)消費者が平日の空き時間などで重要事項説明を受けられることができるようになるため、重要事項説明が休日にも集中しなくなり、十分な時間を説明にかけられることができる。 (2)業務が休日と平日に平準化し、業務が効率化する。 宅地建物取引主任者には、以下のメリットがある。 (1)資格を活かして、在宅等で仕事をすることができる。 日本の経済成長に対しても、次のような観点から効果がある。 (1)不動産市場の活性化、不動産(建設)投資の活性化 (2)海外からの日本の不動産市場への資金の流入	一般社団法人 新経済連盟	消費者庁 国土交通省	検討に着手	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」といいます。)の規定により、宅地建物取引業者は、宅地又は建物の取引の相手方に対し、契約が成立するまでの間に、宅地建物取引主任者をして、取引に係る一定の重要事項(取引物件に関する私法上又は公法上の権利関係、都市施設の整備状況、取引条件等)について、書面を交付して説明させなければなりません(法第35条第1項)。 また、当該説明にあたっては、取引主任者は、説明の相手方に対し、取引主任者証を提示しなければなりません(法第35条第4項)。 さらに、重要事項を記した書面の交付にあたっては、取引主任者の当該書面への記名押印が必須となります(法第35条第5項)。 この重要事項説明については、取引主任者が対面で取引の相手方に説明を行うことが想定されており、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方(平成13年国土交通省総動第3号)においても、対面を前提とした取引主任者証の提示方法(胸に着用等)や現場での重要事項説明が推奨されています。	宅地建物取引業法第35条 宅地建物取引業法第35条 「宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)において、インターネット等を利用した対面以外の方法による重要事項説明に関しては、IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン(平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、具体的な手法や課題への対応策について検討の考え方(平成13年国土交通省総動第3号)において、当該アクションプランに則って、消費者保護等の観点から検討等を行ってまいります。	
40	10月28日	12月24日	1月17日	情報通信	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化及び窓口の一本化	住民税特別徴収に係る全ての手続きは、eTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきであると考え。これにより (1)給与支払報告書の電子データ提出の窓口の一本化 (2)企業に対する課税通知書の電子化 (企業に対して1つの電子データでの提供) (3)個人への課税通知方法の統一(仕組みの構築等) (4)各種異動手続きのオンライン化 (5)各種書類のフォーマットの全国統一 を実現すべきであると考え。 eTAXについては、市町村に対する地方財政措置や政府による働きかけがなされた結果、未導入の市町村は減少しているものの、まだ半数近い現状にあり、より強力な手法等を用いながら早期に全自治体への導入を実現すべきであると考え。その他項目ごとの理由は以下の通りである。 (2013年4月現在、約300市町村が未導入)。現状では、電子納付の利用は現実的ではなく、結果大量の紙を各市町村へ郵送せざるを得ない。早急に全面展開を実現し、全市町村分の電子データを一括で受け取れる窓口を構築し、市町村番等にて各市町村に振り分けなければならない。 (2)課税通知書・給与表・税額徴収通知書のフォーマットが市町村ごとに異なることにより、管理が困難かつ非効率な状態であるため。 (3)インプットミスによる誤徴収防止のため。	(一社) 日本フロンティア システムズ 協会	総務省	検討に着手	平成25年11月現在、全1,742市区町村がeTAXを通じた給与支払報告書の提出に対応しています。 (1)提出先はeTAXポータルに一元化されています。 (2)eTAXにより給与支払報告書が提出された企業に対しては、紙での通知に加え、電子データでも税額を通知している市区町村もあります。また、eTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されています。 (3)個人への税額通知は紙により行われています。 (4)異動届出はeTAXを通して行うことが可能です。 (5)給与支払報告書や納付通知書等の各種様式は、地方税法施行規則により、統一された様式が示されています。	eTAXを通じ、特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeTAXを改修し、その後、各市町村に対して税務システムをeTAXに対応できるように改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する予定です。 「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeTAX仕様の統一的なフォーマットについては、上記の改修に併せて平成27年9月を目処に対応します。 各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイポータルの機能と併せて検討を行います。	
41	10月30日	12月24日	1月17日	情報通信	クラウド及びメディア変換サービスの規制の撤廃	(具体的内容) クラウドメディア変換サービスの実現のための規制の見直し、個人が所有するコンテンツ(音楽等)をネットワーク上に保管し、複製等のサービス(クラウドメディアサービス)及びネットワーク等において公表された情報を活用したクラウドサービスの実現を阻害する規制を見直すべきである。(提案理由) ①クラウド及びメディア変換サービスのうち一定の範囲については社会的ニーズが高く、他方で権利者の利益を損なう可能性は低いことから、認められるべきと考え。解決方法としては、新たな権利制限規定の創設、私的使用のための複製の権利制限の見直しなど、いずれの方法であっても構わない。 ②クラウドやメディア変換に係る新たな事業の創出	一般社団法人 電子情報技術産業協会	文部科学省	事実認識	著作権法第21条、第30条第1項、第63条第1項、第2項	著作権者を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項、第2項)。 ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。 すなわち、著作物を私的に使用する旨であれば、使用者は、著作権者の許諾なく当該著作物を複製することができます(同法第21条、同法第30条第1項)。 しかしながら、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合には、私的に使用する目的であっても、著作権者を複製するためには著作権者の許諾を得なければなりません(同項第1号)。	著作権法第21条、第30条第1項、第63条第1項、第2項 著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。 なお、クラウドサービスと著作権法との関係については、平成25年6月より、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を行ってきたところですが、より専門的かつ集中的に検討を行うため、同年11月に同小委員会の下に設置された「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」において、今後検討を進めることとしているところです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
42	10月30日	12月24日	1月17日	情報通信	クラウドによるTV番組録画・VOD配信	(具体的内容) TV放送コンテンツが個人が私的に使用する目的に供するため、事業者がクラウド上で録画・VOD配信できるように上記法規の制度見直しを要する。 (提案理由) ①TV放送コンテンツは私的使用目的の場合であっても、「公衆の使用に供する事を目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合」には使用者の複製が認められていない。つまり、家庭内のブルーレイディスクレコーダで個人が録画視聴することは認められているが、事業者がクラウドにTV放送コンテンツをアップロードして視聴を要する個人へVOD配信することは禁じられている。一方、リアルタイムで視聴できなかったり家庭での留守録えなどの理由から、見逃したコンテンツの視聴ニーズは高く、著作権者である放送局が自社や出資会社でIP通信を利用した有料VODサービスを提供しているし、ISPやCATV事業者でも著作権者から許諾をうけ会員向け見逃しVODサービスを提供している。また、スマホやタブレットの普及で、外出先でも録画したコンテンツを視聴するニーズも顕在化しており、著作権法第30条等に抵触しないよう家庭内の録画装置とは別に通信機能付きNASの商品化もされている。 このように技術や環境が変化し、いままではなかった個人の使用ニーズがでてきており、それに応えたいと考える事業者もいるにもかかわらず、同法の規定で、クラウド事業者がTV番組を録画し視聴を希望する利用者へVOD配信するサービスは認められていない。 ②社会的なエコ(使用電力)の観点からは、ディスクを集中配置するメリットは大きく、同じクラウドでも個人毎にメモリスペースを分割するよりも共有した方が効率的である。本来、より効率的なメモリー共有アーキテクチャーは技術的にも研究開発すべき課題であり、その成果はさまざまなクラウドサービスへの応用も期待できるにもかかわらず、同法規のため企業に開発モチベーションが働かず日本の国際競争力の点からも機会損失になっている。著作権者の権利保護を図りつつ、今日の環境で利用者の利便性向上やサービス多様化を促進するよう、制度の見直しを要する。	一般社団法人電子情報技術産業協会	文部科学省	著作権を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項、第2項) ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。 例えば、著作物を私的に使用する目的であれば、使用する者は、著作権者の許諾なく当該著作物を複製することができます(同法第21条、同法第30条第1項但書)としながら、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合には、私的に使用する目的であっても、著作物を複製するためには著作権者の許諾を得なければなりません(同項第1号)。	事実認識	著作権法第21条、第30条第1項但書、同項第1号、第63条第1項、第2項	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、クラウドサービスと著作権法との関係については、平成25年6月より、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を行ってきたところですが、より専門的かつ集中的に検討を行うため、同年11月に同小委員会の下に設置された「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」において、今後検討を進めることとしているところです。
43	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	民間事業者によるマイナンバー利用	(具体的内容) 現在の共通番号法上マイナンバーの利用が義務化される利用だけでなく、 (1)番号法以外の法令等により民間事業者に課せられている事務(例:本人確認の実施等)への利用および (2)顧客利便に資する民間利用に関する有益な取り組みについては、限定一方ではなく、柔軟な対応を検討願いたい。 (理由) マイナンバーを利用した各種サービスの創設工夫は、公共性の高い損害保険事業における利用者(契約者等)の利便性向上に結びつくものと期待される。 特に、本人確認における個人番号カードの利用は、運転免許証に代わる写真付き身分証明書として、顧客利便に資するものと考えられる。	一般社団法人日本損害保険協会	内閣官房	番号法では、個人番号の利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています(第9条)。また、特定個人情報提供を原則禁止し、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能としています(第19条)。 個人番号カードについては、 ・市町村長は、住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により個人番号カードを交付する(番号法第17条)。 ・個人番号利用事業者等実施者は、個人番号の提供を受けるときは個人番号カード等を利用することにより本人確認の措置をとらなければならない(同法第16条)等とされています。	現行制度下で対応可能	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第16条、第17条、第19条	番号法は、運転免許証に代わる写真付き身分証明書として、本人確認における個人番号カードの利用をなんら制限しているものではありません。他方、個人番号については一般の個人情報と比較してより厳格な取り扱いが求められており、その利用範囲は番号法に規定された範囲に限定されています。
44	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	民間事業者による行政情報の有効な利用を推進する等が官民が保有する情報を連携するための基盤構築	お客さまにとっての利便性の向上(確実な保障の提供及び手続負担の軽減等)、行政及び民間事業者のサービスの品質の向上や事務効率化・コスト低減を図る観点から、行政が保有するお客さまの住所等の情報について本人からの要請や事前の同意等により民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民が保有する情報を連携するための基盤構築する。 ・現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないことから、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政・民間事業者に多大なコスト・時間・労力がかかっている。番号法により導入される制度でも、民間事業者が行政情報を有効に利活用するために、制度開始当初から官民間で情報連携を行うことはできない。 ・東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求動員に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者の個人番号や死亡情報、最新の情報提供を要すれば、確実な保障の提供が可能となる。 ・同法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的保険を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、平時に生命保険会社が本人の同意を前提に行政情報を利用できれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供が可能となり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与する。例えば、終身年金や死亡保険金の支払に係る生死情報、最新の住所等について、生命保険会社が個人番号を利用して行政機関に照会を行い、回答が得られれば、確実な保障の提供が一層可能となる。 ・さらにマイ・ポータルが整備され、生命保険会社が利用者フォルダを利用して通知を行えば、お客さまの利便性が一層向上する。例えば、法令等に基づく保険料控除証明書の交付等を行えば、必要な最新情報をタイムリーかつ確実提供することが一層可能となる。 ・同法では法施行後3年(平成20年秋)を目途に検討を行い、所要の措置を講ずるとされているが、適切な情報管理を前提に官民間の情報を連携する基盤構築し、国民の利便性の向上を図り、行政や民間事業者のサービスの品質向上や事務効率化を図る必要がある。	(社)生命保険協会	内閣官房	番号法では、個人番号の利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています(第9条)。また、特定個人情報提供を原則禁止し、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能としています(第19条)。 なお、同法附則第6条第5項では、政府は番号法の施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を設置することとされているところである。	検討を予定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条、附則第6条第5項、別表第二	個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供の範囲の拡大については、ご指摘のとおり、番号法の施行後3年を目途として検討を加え、必要が認められるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるものとしてされている。一方、大規模災害時等直に必要な状況であれば、特定個人情報保護委員会が特定個人情報保護委員会規則に定めることにより、特定個人情報の提供が可能となります。 番号制度を前提とした新たな電子政府構築の検討に当たっては、マイ・ポータルの活用も含め、より利便性の高い(確定申告等)行政手続を実現すべく、保険料控除証明書の電子的交付の可能性も含め、検討を進めてまいりたいと考えています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
45	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	外国法人との新規国際ローミング契約締結に係る認可を届出制へ変更すること	<p>【要望内容】 外国法人との新規国際ローミング契約締結に係る認可を届出制へ変更することを要望します。</p> <p>【要望理由】 電気通信事業法施行規則一部の改正により(平成19年6月5日)、外国政府等との協定等の締結・変更等の認可対象範囲を縮減する規制緩和措置が講じられました。 ※既に音声電話の協定を締結している事業者とのTV電話の追加するときに精算料金が音声電話を上回らない場合、また既に協定を締結している事業者が提供事業者を追加するときに精算料金が増加しない場合が認可対象外となった) 本措置は一定の効果があるものの、国際ローミング協定を新たな事業者と締結する際、認可までに約2~3週間を要している状況であり、国際ローミングの締結プロセスにおいて大塚な遅延が発生し、迅速な通信サービス提供の阻害要因となっています。昨年度の規制改革要望において、新規事業者との国際ローミング協定に係る認可申請後止について意見を提出させて頂きましたが、総務省殿見解において、「当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たってのハードとなる契約であり、外国法人等が我が国電気通信事業者を不当に差別的に取り扱う場合には、我が国の利用者の利益に重大な影響を与える可能性があるとのご懸念を示されております。しかしながら、そもそも通信事業者は、自社ユーザーの利便性や料金等を勘案し、外国法人を選定を行うインセンティブが存在することや、各国の電気通信市場が競争市場となっていること等から、届出制においても、「外国法人等が我が国の電気通信事業者を不当に差別的に取り扱う」事態に陥らないことは十分に担保可能と考えます。また、10月1日付「規制改革ホットライン」で受け付け提案等に対する所管省庁からの回答において、提案事項「国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減(規制緩和措置)」に対する総務省回答では協定の締結状況及び内容を正確に把握するための、年度報告が必要と示されていますが、届出制でもその旨を十分に把握することが可能です。以上を鑑み、届出制に制度変更することで、協定締結等までの時間も大幅に短縮することが期待できることから、電気通信事業者の事業スピードの向上が図られ、国民の利益となるものと考え、是非、本件における見直しを実施いただきたく存じます。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社	総務省	電気通信事業者が、外国法人等と国際ローミングに係る協定等を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは総務大臣の認可を受けなければならないとするものです。	その他	<p>総務省としては、世界的な国際通信分野の自由化促進等の社会的動向を踏まえ、事業者の機動的な事業運営に資するため事前規制を必要最小限のものにするのが望ましいとの観点から、電気通信事業法制定時より現在に至るまで継続して規制緩和のための見直しを行ってきているところです。</p> <p>他方、当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たっての基本となる契約であり、外国法人等が我が国の電気通信事業者を不当に差別的に取り扱う場合や事業者間の精算料金が高止まる場合などには、我が国の利用者の利益に重大な影響を与えかねません。特に、国内の通話料金に比べて国際ローミング料金は高額であり、利用者保護を目的として国際ローミング料金の低単価化に向けた取組が推奨されている世界的な潮流を踏まえ、当該認可の維持は不可欠であると考えられます。</p> <p>また、対象となる協定等が我が国の主権が及ばない外国法人等と締結するものであり、締結後に効果ある改善措置を講ずることは困難であることから、我が国の電気通信サービスの利用者の利益を保護するために、協定締結や精算料金の増加につながる協定の変更の際に事前に電気通信事業者関係審査基準(平成13年総務省訓令75号)第18条、第19条</p>
46	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	NGNアンバンドル(音声の優先制御の開放)	<p>現在、NGN上での0AB~J番号を用いた品質保証型でのIP電話サービスは、未だNTTしか提供しておらず、NGNにおける公平な競争環境が整っていないとはいえない状況です。</p> <p>又、2012年8月に開催された「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」においても、いくつかの事業者から、帯域保証機能の提供を求められていること公表されています。</p> <p>このため、公平な競争環境整備のため、早期にNGNにおける帯域保証機能のアンバンドルについて議論を実施し、実現させることが必要であると考えます。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、ZP Telecom株式会社	総務省	<p>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)では、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、NTT東と西。))は、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に關し、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けることが義務づけられており(第33条第2項)、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に定める機能ごと)に接続料を定めることとされています。</p> <p>NTT東西のNGN(Next Generation Network)について、どのような機能を細分化(アンバンドル)するかという点については、情報通信審議会申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日情通審108号)において、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されているNGNの特性や、PSTNからのマイグレーションの動向を踏まえ、NGNにおける公正な競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、NGNの段階的発展に対応した考え方(①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないこと」留意)が整理されたところである。</p>	検討を予定	<p>NTT東西のNGNを利用した品質保証型のIP電話サービスの実現に向けては、現在、左記の審議会の考え方を踏まえ、当事者間(NTT東西と他の電気通信事業者間)で、技術面やコスト負担のあり方を含む実現の具体的な方法について協議が実施されているところと承知しています。</p> <p>政府としては、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)に掲げたとおり、NGNのオープン化を含め、平成26年を目標として実質的な競争政策の見直しにおいて、検討課題を抽出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について結論を得ることとしており、当事者間の協議の結果を踏まえ、必要となる環境を整備していきます。</p>
47	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	ドライカッパ等、メタル回線に係る接続料算定方法の見直し	<p>【要望内容】 アクセス網のメタル回線から光ファイバーへの移行が進んでいることを踏まえ、メタルサービスでの競争環境を維持し円滑な移行を実現すべく、アクセス網全体としてのコスト最適化やコスト算定方法の見直しを図るべきと考えます。</p> <p>【要望理由】 近年、加入電話、直取電話、DSLの契約者数が減少傾向にあり、これらメタル回線の減少に伴い、ドライカッパ等、メタル回線に係る接続料は上昇傾向にあります。</p> <p>メタル回線数は減少傾向にあるものの、メタル回線を利用したサービスは、光サービス提供エリア外のユーザーや、国内景気の長期低迷等によりサービス価格面でメタル回線サービスに頼らざるを得ないユーザーにとっては唯一のアクセス手段という点には変わりなく、依然として社会生活や経済活動の基盤を支える重要な通信サービスを担っています。</p> <p>そのため、平成25年5月に、「メタル回線コストの在り方に関する検討会」報告書が取り纏められ、メタルケーブルに係る耐用年数の見直し、施設保全費のメタル回線と光ファイバー回線へのコスト配賦方法の見直しが整理されました。</p> <p>しかしながら、本見直しにおいて、短期的な接続料の上昇抑止は見込まれるものの、長期的にはメタル回線接続料が上昇していくことは避けられないと考えます。</p> <p>メタルサービスでの競争環境を維持しつつ、光サービス等の新しいサービスへ円滑な移行ができるように施策を講じることが必要であるため、ボトルネック設備であるNTT東西のアクセス網全体としてのコストの最適化や接続料規制の在り方について見直しを図って頂きたいと考えます。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社	総務省	<p>電気通信事業法では、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)は、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に關し、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けることが義務づけられています(第33条第2項)。</p> <p>接続約款に定められる接続料は、第一種指定電気通信設備と接続を行う電気通信事業者のサービスに不要な機能について当該事業者が負担する(また、その機能として当該事業者の利用者に負担が転嫁される)とのないよう、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に定める機能ごとに定めることとされており、能率的な経営の下における適正な原価を算定することで接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正なものとすることが求められています(電気通信事業法第33条第4項)。</p> <p>具体的には、接続料規則第14条において、各機能の接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めるとされています。</p>	現行制度下で対応可能	<p>メタル回線の接続料算定の在り方については、平成24年11月から平成25年5月まで総務省で開催した「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、更なる適正化及び見直し可能性の向上に向けたコストの検証等が行われ、その報告書では、接続料を算定する際に用いられる原価について、メタル回線と光ファイバー回線の間のコスト配賦方法の見直し等が提言されました。</p> <p>報告書の提言を踏まえ、平成26年度以降のメタル回線の接続料は、見直しを行わない場合に比べ、低廉なものとなることと想定されています。</p> <p>メタル回線の接続料については、今後も需要の減少が続く場合には、接続料が上昇していくことが想定されますが、配賦方法の変更等によりメタル回線の接続料を低減せよとすれば、光ファイバー回線の接続料の上昇に繋がり、その結果、光ファイバーサービスの競争環境の整備が進まないおそれがあることから、こうした点や左記の制度趣旨も踏まえつつ、今後とも検討してまいります。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
48	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	フェムトセル基地局の技術基準等の緩和	<p>【要望内容】 フェムトセル基地局における、以下の技術的規制について、緩和を要望します。 (1) 空中線電力は、100 mW (EIRP、等価輻射電力) 以下であること。 (2) 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。 (3) 最大空中線電力が20mWを超えるものは、防護措置等の対象となること。</p> <p>【要望理由】 昨今、携帯電話のトラヒック増加は目覚ましく、これらユーザの利便性確保や電波の有効活用の観点からも、フェムトセル基地局の設置が非常に有効です。それを考慮すると、これらソリューションの普及は必須と考えられ、今後の速やかな普及のために次の理由により、上述の内容を要望します。 (1) について 本技術基準が緩和した場合、電波対策エリアの拡大が実現する事により、オフィスや工場等での電波対策コストを低減することが可能です。 (2) について 本技術基準が緩和した場合、外部アンテナの利用が可能になる事により、オフィスや工場等での設置の自由度が拡大します。 (3) について フェムトセル基地局は100mW以下の小出力であるため、携帯電話端末(出力250mW)と同等の運用基準とすることで、利便性の向上を図ることが可能です。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフコム株式会社、ソフコムテレコム株式会社、ソフコム株式会社、ソフコムKB株式会社	総務省	<p>(1)フェムトセル基地局の最大空中線電力は、平成23年の制度改正により、国際標準(3GPPのHome BS)の基準と合わせ、屋内その他、他の無線局を妨害するような運用を容許するような運用を他の妨害を与えない場所を設置する基地局が必要とする最大空中線電力として100mWとしたものです。 なお、ご要望のありました不感地帯の対策(電波対策エリアの拡大)のための基地局の設置を円滑化する制度改正としては、Home BSに限らない一般的な携帯電話基地局を包括免許化することを検討しております。</p> <p>(2)「一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。」の現行規定では、空中線系(アンテナ)は除かれており、【要望内容】に規制として書かれた内容は事実誤認です。</p> <p>(3)本規制(電波法施行規則第21条の3)において、20mW以下の無線局が適用除外にされているのは、当該無線局からの電波によるエネルギーがすべて人体に吸収されたとしても電波防護指針における指針値を超えることが物理的にあり得ないためであり、20mWを超える無線局を含むフェムトセル基地局のすべてを適用除外とするのは適当ではありません。 なお、携帯電話端末は、移動する無線局であるため、本規則の適用を除外されていますが、無線設備規則第14条の2第1項及び第2項における比較収率に関する規制により安全性の確保がなされています。 また、本規制により安全施設を設けるべき場所は、人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限られております。そのため、屋内に設置するフェムトセル基地局を高所に設置する等の措置により、人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所における電波の強度が一定の値を超えないことを免許人が確保し得る場合には、電波法施行規則第21条の3の規定に照して問題がないものと考えられ、実際の運用上、過度な負担等の大きな問題は生じていないものと認識しております。</p>	(1)フェムトセル基地局の最大空中線電力は、平成23年の制度改正により、国際標準(3GPPのHome BS)の基準と合わせ、屋内その他、他の無線局を妨害するような運用を容許するような運用を他の妨害を与えない場所を設置する基地局が必要とする最大空中線電力として100mWとしたものです。 (2)フェムトセル基地局の無線設備は「一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。」とされており、アンテナ(空中線系)を一の筐体に収められていることは求められていません。 (3)電波による人体への影響を防止するため、基地局等については、電波法第30条、電波法施行規則第21条の3において、無線設備には、発射される電波の強度が一定の値を超える場所に取り付けられることが義務付けられています。平均電力0mW以下の無線局の無線設備は、人体への影響を防止するための基準値を超えないことが明白であるため、同条第1項において、この規定の対象外とされています。また、携帯電話のような移動する無線局は、同条第1項第2号の規定により、この規定の対象外とされています。また、携帯電話のような人体に近接して使用される無線設備については、電波法第30条、無線設備規則第14条の2第1項、第2項において、比較収率が一定の値を超えないことが義務付けられています。	(1)について、検討を予定 (2)について、事実誤認 (3)について、対応不可	(1)、(2)無線設備規則第49条の6の(1)(E)について、第49条の6の4、第49条の6の5(3G)について (3)電波法第30条、第30条、電波法施行規則第21条の3、無線設備規則第14条の2
49	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	陸上移動局免許(22.26.38GHz帯)申請における移動範囲の全面化	<p>【要望内容】 陸上移動局免許(22.26.38GHz帯)に係る申請において、利用区域ごとに総合通信基盤局に対して申請する状況を見直し、当該移動局の利用区域を限定せずに申請できるように変更することを要望します。</p> <p>【要望理由】 現在、陸上移動局免許(22.26.38GHz帯)は、当該陸上移動局を運用する予定のある区域の総合通信基盤局に対し、区域ごとに申請手続きが必要となります。 一方、各総合通信基盤局に対する区域ごとの免許申請が必要とされない陸上移動局もあります。当該陸上移動局についても、免許申請時の手続きを改善したことで、電気通信事業者は全国規模での設備計画を立案することができ、日本全国において、適切に設備・稼働させることが可能となります。よって、当該陸上移動局に係る申請制度の見直しを要望します。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフコム株式会社、ソフコムテレコム株式会社、ソフコム株式会社、ソフコムKB株式会社	総務省	電波法関係審査基準において、「22GHz帯(22GHzを超え22.4GHz以下及び22.6GHzを超え23GHz以下)、28GHz帯(25.25GHzを超え27GHz以下)又は38GHz帯(38.5GHzを超え39.05GHz以下)の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」の移動範囲について、一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所管内としています。	対応不可	御要望のあった当該陸上移動局の免許については、特定の者に利用しない地域を含めて全国で一斉に周波数帯を利用を認めた場合には、地域レベルで当該周波数帯の利用を希望する様々な者の利用が妨げられるおそれがあることから、その移動範囲は、一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所管内とするのが適当と考えられていますが、引き続き、周波数の利用希望を踏まえた取組を進めて参ります。	
50	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	特定商取引に関する法律による通信販売電子メール広告規制の見直し	<p>【要望内容】 現在、特定商取引に関する法律では、通信販売電子メール広告は、特定電子メール法と異なり、販売業者や役務提供事業者とメール受信箱が「取引関係」にある場合であっても事前承諾なく送信できないとしていますが、通信販売電子メール広告も、特定電子メール法と同様に、販売業者や役務提供事業者とメール受信箱が「取引関係」にある場合は、事前承諾取得の例外としていたこととを要望します。</p> <p>【要望理由】 通信販売電子メール広告も、通信販売の要素を含まない電子メール広告も、受信箱によっては電子メール広告であることには違いないが、事前同意の側面では規制内容を異にする根拠は薄いと見られます。販売業者や役務提供事業者と受信箱間に「取引関係」がある場合は、販売業者や役務提供事業者側で、メールの送信数、送信内容等について一定の配慮をすることを前提に、特定電子メール法と規制内容を統一することを求めます。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフコム株式会社、ソフコムテレコム株式会社、ソフコム株式会社、ソフコムKB株式会社	消費者庁 経済産業省	「通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件」についての電子メールによる広告に関する法律第12条の3によって消費者から請求や承諾のない電子メール広告を行うことを禁止(いわゆる「オプトイン規制」)されています。ただし、商慣習や消費者が利益を損なうおそれがない等の実態に鑑み、同条第1項第1号から第3号に規定する場合は、こうした規制の適用除外と定められています。	対応不可	特定商取引に関する法律第12条の3	
51	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	「通信の秘密」に該当する通信履歴データの活用に向けた規制緩和・考え方の整理(ビッグデータ活用)	<p>【要望内容】 「通信の秘密」等の法令の保護により、電気通信事業者の扱う運用データ(位置情報や通信履歴等)の利活用が進んでいないことから、その利活用に関わる考え方について見直しを行い、当該データの性質や利用目的、匿名化措置状況等を踏まえ、限定的であっても利活用を可能にしていくべきと考えます。</p> <p>【要望理由】 電気通信事業者が取り扱う運用データは、ビッグデータの活用において極めて有用性の高い情報です。中でも、位置情報や通信履歴は、法令上保護性の高い「通信の秘密」に該当し、個別の同意を取得せずに利活用することは困難であり、現状、電気通信事業者は当該データについて特段の配慮をしつつ極めて慎重な取り扱いを行っている状況です。 一方、欧米等の主要国においては、この「通信の秘密」に該当する情報であっても個別の同意取得をせずに匿名化による商用利用を積極に行っており、この利活用においてわが国は競争上劣後しつつある状況にあります。ビッグデータは、日本再興戦略と世界最先端IT国家創造宣言においても経済活性化の施策として掲げられており、例えば位置情報を活用した市場としてもその規模は2020年までに約60兆円と推計※されていること、このままでは、情報の利活用が進まないどころか、国内市場において海外企業に有利な競争を及ぼすおそれがあること、 ※総務省「G空間×IT推進会議」報告書における推計結果 このように、「通信の秘密」等の法令の保護により、電気通信事業者の扱う運用データの利活用が進まないという実情を踏まえ、その利活用に関わる考え方について見直しを行うべきです。例えば、匿名化処理による統計利用を行う場合等、個別の同意を取得しなくても包括同意で広く受容されるような利活用の仕方もあると考えられることから、「通信の秘密」の観点において法令を適切に順守する一方で、当該データの性質や利用目的、匿名化措置状況等を踏まえ、「通信の秘密」に該当する運用データにおいて一定の限定された範囲内で利活用を可能とする考え方を示すべきであると考えます。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフコム株式会社、ソフコムテレコム株式会社、ソフコム株式会社、ソフコムKB株式会社	総務省	電気通信事業法第4条第1項において通信の秘密を保護する規定が定められています。 また、電気通信事業者が保有している個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び電気通信事業に関する個人情報保護に関するガイドラインが適用されます。	検討に着手	電気通信事業法(昭和五十九年)第4条第1項、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律(平成十五年)、電気通信事業者における個人情報の保護に関するガイドライン	位置情報の適切な取扱いの下での利活用は、防災・減災や街づくり、観光地・商店街の活性化等様々な社会的効果が期待されるとともに、利用者に向けた様々な有用なサービスの展開が期待されることとす。 電気通信事業者が取り扱う位置情報の利活用を促進するため、通信の秘密とプライバシーに関する法律(平成十五年)、電気通信事業者による位置情報利用の現状や、利用にあたっての課題と方策について検討するため、平成25年11月より「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において検討を行っているところです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
52	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	包括免許制度の拡大	<p>【現行】携帯電話端末等の無線局を個別の端末ごとに無線局免許を受けることなく、一つの無線局免許により、複数の端末の運用を可能とする包括免許制度がある。しかし、技術方式や対応周波数等に複数の包括免許を取得する必要があり、取得した包括免許毎に開設無線局数を管理する事も負担となっている。</p> <p>【規制緩和要望】技術方式や対応周波数によらない、包括免許制度の創設を提案したい。</p> <p>【理由/メリット】適期によるソフトウェア上で新たな技術方式や周波数に対応するケースも増える事が想定されており、無線通信技術の進展に沿った法制度を適応。</p>	民間企業	総務省	対応不可	電波法第27条の2	他の無線局への干渉・混信等を防止するため、免許取得の際の審査において、導入の対象となる無線局の技術基準等の諸元を確認している。技術方式や対応周波数によらない包括免許制度を創設した場合、他の無線局への干渉・混信等の審査が行えず、電波監理上、重大な支障を来す懸念があります。また、対応方法にいかかわらず、新しい技術の導入後速やかに免許申請を行うことで、円滑な導入は可能と考えます。なお、免許人の負担を軽減するため、携帯電話端末等に加え、携帯電話基地局等についても、包括免許の対象とすべく、現在検討を行っており、平成26年度以降実施となる見込みです。
53	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	5GHz帯登録局や25GHz帯免許不要局等を携帯電話基地局のエントランス回線に使用する際の条件緩和	<p>【現行】有線回線の確保が困難もしくは、敷設に長時間を要する地域、いわゆるルーラル地域のデジタルデハイト解消を主たる目的に光ファイバやマイクロ回線の敷設困難地域の基地局エントランス回線(連絡線)に5GHz帯登録局又は25GHz帯免許不要局の導入が認められている。</p> <p>【規制緩和要望】5GHz帯登録局又は25GHz帯免許不要局の導入目的が、ルーラル地域のデジタルデハイト解消を目的に限定していることから、オーナーや管理者の事情等で有線回線の確保が困難な都市部のトラフィック対策用基地局のエントランス回線に無線局の使用が原則認められていない。ルーラル地域以外への導入を認める同無線局の導入条件の緩和を要望。</p> <p>【理由/メリット】同無線局の活用によって、ブロードバンド未整備地域の解消拡大に加え、イベント会場等の急なトラヒック需要への対応にも貢献が可能。</p>	民間企業	総務省	事実認識	—	該当する主旨の通達は存在せず、現状、5GHz登録局及び25GHz免許不要局の導入について、利用地域を限定するような規制は存在しません。
54	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	外国政府等との協定等の認可	<p>【現行】電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けている。</p> <p>【規制緩和要望】電気通信事業法第40条を廃止し、認可を不要とする。</p> <p>【理由/メリット】本事業法の趣旨は、日本国内の通信事業者が、海外の通信事業者との間で協定を締結する際、差別取扱いを受け、日本国内の利用者に対して不利を生ずることや不平等な取扱いが生ずること等が、しかしながら現在の日本の経済状況、各通信事業者の自由競争の市場を鑑みると、政府の認可を必要となくとも、国内通信事業者が差別的取扱いを受ける環境にはなく、事業法の当初の目的ですべて終了していると考えます。</p>	民間企業	総務省	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業法(昭和59年法律第5号)第40条</li> <li>・電気通信事業法報告規則(昭和60年郵政省令第25号)第25条、第27条</li> <li>・電気通信事業法報告規則(昭和60年郵政省令第46号)第6条</li> <li>・電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第15号)第18条、第19条</li> </ul>	総務省としては、世界的な国際通信分野の自由化促進等の社会的動向を踏まえ、事業者の機動的な事業運営に資するため事前規制を必要最小限のものにするのが望ましいとの観点から、電気通信事業法制定時より現在に至るまで継続して規制緩和のための見直しを行ってきているところであり、他方、当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たっての基本となる契約であり、外国人等が我が国の電気通信事業者を不当に差別的に取り扱う場合や事業者間の精算料金が高止まる場合などには、我が国の利用者の利益に重大な影響を与えかねません。特に、国内の通話料金に比べて国際ローミング料金は高額であり、利用者保護を目的として国際ローミング料金の低減に向けた取組が推奨されている世界的な潮流を踏まえ、当該認可の維持は不可欠であると考えられます。また、対象となる協定等は我が国の主権が及ばない外国人等と締結するものであり、締結後に実効ある改善措置を講ずることは困難であることから、我が国の電気通信サービスの利用者の利益を保護するために、協定締結や精算料金の増加につながる協定の変更の際に事前に協定等の内容を確認することが必要です。さらに、協定の締結状況及び料金等の内容を正確に把握するため、今後、精算料金が増加しない場合の変更も含めた報告規則による年度報告が必要で、なお、認可手続きについては可能な限り短期間で手続きが進められるよう努めており、今後も引き続き迅速な行政手続きの遂行に努めて参ります。
55	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	携帯電話の電気通信番号の指定数の増加	<p>【現行】新たな電気通信番号を指定するための算定にあたって、13ヶ月先までに必要となる番号数が指定される算定式となっている。</p> <p>【規制緩和要望】13ヶ月より長期の需要を満たせる算定式とすべき。</p> <p>【理由/メリット】携帯電話事業については、継続して純増傾向にあり、13ヶ月より先でも新たな電気通信番号の需要が見込まれる。多くの番号の指定をあらかじめ受け付けることが、トランスレータ工費費用の削減につながるため、より長期の需要見込みで算定すべき。</p>	民間企業	総務省	その他	電気通信事業法関係審査基準第20条	現在の11桁の携帯電話の電気通信番号は有限であり、需要が高貴な番号帯です。需要を見込み期間を長くすると、ご指摘のトランスレータ工事の間隔は長くなることと考えられますが、その分、電気通信番号を公平かつ効率的に指定する機会が失われることとなります。この番号帯の効率的な使用がされないことによる電気通信番号の桁増等が行われると、利用者の利便性を損うだけでなく、大規模なシステム改修等による事業者の負担にもなるため、桁増等はなるべく避けたいと考えております。そのため、バランスを考えて現在の約1年(13ヶ月)の需要見込みをしているものです。なお、事業者の負担、利用者の利便性を考慮し、電気通信番号の公平かつ効率的な使用を実現するべく、電気通信番号の指定にかかる基準の検討及び見直しをこれまで継続して行ってきたところであり、今後も引き続き行っています。
56	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	「信書」に該当する要件の緩和	<p>【提案の具体的内容】企業が事業所間で送り取りする文書に関しては、企業が一般貨物と同等に発送することにより(機密文書等に該当しない)と判断した場合には、非信書と同等に送付できるよう、「信書に該当する文書」に関する要件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】「信書」とは特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書と定義されている。また、総務省が公表しているQ&amp;Aによると、企業内の事業所間における文書等のやり取りについても、何らかの意思表示がととなえば「信書」の送達に該当することになるとされている。企業が事業所間で書類をやり取りすることは頻繁にあるため、事業所間で送付する個々の送付物を一つの郵便物として送付することは手間やコスト面でも非常に非効率であり、また複数の送付物を一纏めにして送付する場合にも、当該送付物が信書に該当する場合には発送を委託する運送会社や送付方法に制約を受けることとなるため同じく非効率である。</p>	公益社団法人関西経済連合会	総務省	現行制度下で対応可能	郵便法第4条 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条及び第3条	<p>信書は、郵便法第4条第2項において「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」として定義されている。また、日本郵便株式会社「ユーザーサポート」にての実施を義務付けることにも、民間事業者による信書の送達に関する法律において、その他の民間事業者も総務大臣の許可を受けて参入することが可能となっており、既に400名以上の民間事業者が信書便事業に参入しています。これにより、国民の基本的通信手段である信書の送達のユーザーサービスが確保されるとともに、各事業者の創意工夫により多種多様なサービスが提供され、利用者の選択の機会が拡大されています。郵便及び信書便では、複数の信書や信書以外の物を一括して取り扱うことが可能であり、別に信書便事業の許可を受けている主要な運送会社の多くは、利用者のニーズを踏まえて、企業内の事業所間で取り取りされる複数の信書等を一括して集配するサービスを提供しており、利用者の選択の機会も拡大しているところであります。</p>

規制改革ホトライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
57	10月31日	12月24日	1月17日	情報通信	フェムトセル基地局の電波法関係法令の基準の緩和	<p>【要望内容】 携帯電話基地局等の無線局について、包括免許の適用を、携帯電話端末、フェムトセル基地局、小電力レピータ以外の携帯電話基地局等にも拡大するよう検討頂きたい。</p> <p>【規制の現状】 (1)フェムトセル基地局は、簡易な操作を携帯電話事業者以外の者が行う場合は、その旨を届出ることが必要ですが、この届出を不要とするよう要望します。 (2)包括免許を受けたフェムトセル基地局において、開設等を実施した際には、開設日・設置場所・製造番号等を15日以内に届出る必要がありますが、この届出における提出期限を緩和するよう要望します。</p> <p>【要望理由】 (1)フェムトセル基地局は個人宅、集合住宅(宅内、共有部)、店舗、オフィス等、多様な場所に設置することが可能であり、フェムトセル基地局の機器は簡単に操作を招く余地がないこと、また個々の機器は携帯電話事業者によって遠隔管理されていることから、電源のOFF/ON等の簡単な操作を行う代替者についても携帯電話事業者によって管理可能と考えられるため、届出の緩和を要望します。 (2)法で定められている各種届出については届出日であり、各年毎に「ゴールデンウィーク」などの長期休暇前後も考慮しなければならぬことから、運用に大きな負担がかかっています。一方で、フェムトセル基地局の運用形態を鑑みても、15日以内に届け出なければならない理由は見当たらず、15日以内で提出期限の緩和を要望します。</p>	ソフトバンク株式会社、ソフtronクコム株式会社、ソフtronクコム株式会社、ソフtronクコム株式会社	総務省	<p>それぞれについて説明します。 ・【要望内容】に記載の点について 携帯電話基地局等を含む免許の対象とすべく、検討を行っております。なお、制度改正や関係者間の調整等が必要となるため、平成26年度以降の実施となる見込みです。</p> <p>・【規制の現状】及び【要望理由】に記載の点について (1)フェムトセル基地局は、電源のON/OFF等の簡易な操作を免許人以外の者が行えますが、不適正な運用が行われた場合の運用責任は運用者が負うこととなるため、運用責任者の把握が必要となることから、運用者の届出を求められています。</p> <p>(2)他の免許人が、包括免許とは異なる周波数に無線局を開設する等の場合には、包括免許に係る基地局に混信を与えないことを審査する必要があることから開設、変更及び廃止に係る届出を求められています。無線局監理の観点からすれば、これに係る届出までに要する期間はより短い方が望ましいもの、包括免許人の負担等を考慮し、15日以内と定めております。</p>	<p>・【要望内容】に記載の点について ・【規制の現状】及び【要望理由】に記載の点について (1)電波法第70条の第2項において 「使用する同法第10条の第2項及び無線免許手続規則第31条の3において準用する同規則第31条の6第2項の(2)第3項及び電波法施行規則第15条の4</p>	<p>・【要望内容】に記載の点について 携帯電話基地局等を含む免許の対象とすべく、検討を行っております。なお、制度改正や関係者間の調整等が必要となるため、平成26年度以降の実施となる見込みです。</p> <p>・【規制の現状】及び【要望理由】に記載の点について (1)免許人以外の者が簡易な操作を行うフェムトセル基地局について、不適正な運用が行われた場合の運用責任は免許人ではなく運用者が負うこととなります。届出を不要とした場合、運用責任者の所在が把握できないなど、不適正な運用が行われた場合の運用責任が不明確になるおそれがあることから当該届出は必要と考えます。 なお、電源のON/OFF等の簡単な操作を含め、全ての運用を免許人の責任で行う場合については当該届出が不要となります。</p> <p>(2)他の免許人が、包括免許とは異なる周波数に無線局を開設する等の場合には、包括免許に係る基地局に混信を与えないことを審査する必要が無く及び包括免許人の負担等を考慮し、15日以内と定めております。</p>
58	10月31日	12月24日	2月7日	情報通信	行政機関等からの照会に係る事務手続きの簡素化	<p>行政機関及び民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の様式統一を図っていただきました。また、税・社会保障分野で番号制度が導入されることを受け、回答時の可否としての個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムなどを活用した電磁的方法による照会・回答についても検討いただきました。</p> <p>・現在、行政機関等は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社へ送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている。(ある生命保険会社では平成24年度に約100万件の照会依頼の照会を受けている。)生命保険会社はこのような行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で名寄せ等に必要項目を目視確認しながら可能な限り迅速かつ適切な事務処理を行い、回答を行っている。</p> <p>・照会文書の様式統一が図られれば、生命保険会社における事務コスト削減及び正確かつ迅速な事務の実行への効果が期待される。</p> <p>・また、番号法では、制度を導入することにより行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務書・福祉事務所からの照会は社会保険・税分野に係る行政事務であったところ、生命保険会社にて個人番号を利用して名寄せが可能となれば、一層正確かつ迅速な事務を実現することができると考えます。</p> <p>・さらに、情報提供ネットワークシステムなどを用いた電磁的方法による照会・回答が実現すれば、行政機関等における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができると考えます。行政機関等からの照会の目的は、電子政府の目的である「行政分野へのICT(情報通信技術)の活用」に併せた業務や制度の見直しによる国民の利便性の向上や行政の合理化、効率化及び透明性の向上にも合致しており、電子政府推進の一環を担うことと期待される。また、紙質の高パフォーマンス化が推進され、持続可能な社会を実現することができると考えます。</p>	(社)生命保険協会	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 財務省 厚生労働省	<p>【内閣官房】 番号法では、個人番号の利用開始について、社会保険部分、税分野、災害対策部分で利用することの順で進められています。また、特異な情報の提供や漏洩防止、行政機関等の情報ネットワークシステムなどについては、番号法に規定するもの限り取り扱っています(第10条)。</p> <p>【警察庁】 現在、警察においては、既記の通りで、保険契約の有無、内容(契約日、保険種類、保険金額等)等について、請求に基づき情報提供事業者を通じて、関係生命保険会社に対して照会を実施しています。</p> <p>【財務省】 地方税法において、適正・公平な税務処理を推進し、不正な税逃れを防止し、適正な税務処理を確保する観点から、適正な税務処理を確保することにより、納税者の負担軽減や早期申告・早期納税に取り組んでいくこととして、納税者本人に対する課税決定については適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、納税者本人の申告に基づき課税決定を行うこととして、取引のある生命保険会社等に対して照会を実施し、正確な課税標準を把握しております。</p> <p>【厚生労働省】 税務書又は福祉事務所からの照会については、平成24年度に約100万2千2百件の照会が行われ、不正な税逃れ防止の観点から、適正な税務処理を確保する観点から、適正な税務処理を確保することにより、納税者の負担軽減や早期申告・早期納税に取り組んでいくこととして、納税者本人に対する課税決定については適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、納税者本人の申告に基づき課税決定を行うこととして、取引のある生命保険会社等に対して照会を実施し、正確な課税標準を把握しております。</p> <p>【厚生労働省】 福祉事務所からの照会については、平成24年度に約100万2千2百件の照会が行われ、不正な税逃れ防止の観点から、適正な税務処理を確保する観点から、適正な税務処理を確保することにより、納税者の負担軽減や早期申告・早期納税に取り組んでいくこととして、納税者本人に対する課税決定については適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、納税者本人の申告に基づき課税決定を行うこととして、取引のある生命保険会社等に対して照会を実施し、正確な課税標準を把握しております。</p> <p>【厚生労働省】 福祉事務所からの照会については、平成24年度に約100万2千2百件の照会が行われ、不正な税逃れ防止の観点から、適正な税務処理を確保する観点から、適正な税務処理を確保することにより、納税者の負担軽減や早期申告・早期納税に取り組んでいくこととして、納税者本人に対する課税決定については適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、納税者本人の申告に基づき課税決定を行うこととして、取引のある生命保険会社等に対して照会を実施し、正確な課税標準を把握しております。</p>	<p>【警察庁】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第10条の第2項及び第3項において、番号法に規定するもの限り取り扱っています(第10条)。</p> <p>【財務省】 地方税法第197条の第2項、第3項及び第4項において、適正・公平な税務処理を推進し、不正な税逃れを防止し、適正な税務処理を確保することにより、納税者の負担軽減や早期申告・早期納税に取り組んでいくこととして、納税者本人に対する課税決定については適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、納税者本人の申告に基づき課税決定を行うこととして、取引のある生命保険会社等に対して照会を実施し、正確な課税標準を把握しております。</p> <p>【内閣官房・内閣府・厚生労働省】 地方税法第298条、第301条等</p> <p>【内閣府】 行政手続法第74条の第2項において、番号法に規定するもの限り取り扱っています(第10条)。</p> <p>【財務省】 地方税法第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条、第1001条、第1002条、第1003条、第1004条、第1005条、第1006条、第1007条、第1008条、第1009条、第1010条、第1011条、第1012条、第1013条、第1014条、第1015条、第1016条、第1017条、第1018条、第1019条、第1020条、第1021条、第1022条、第1023条、第1024条、第1025条、第1026条、第1027条、第1028条、第1029条、第1030条、第1031条、第1032条、第1033条、第1034条、第1035条、第1036条、第1037条、第1038条、第1039条、第1040条、第1041条、第1042条、第1043条、第1044条、第1045条、第1046条、第1047条、第1048条、第1049条、第1050条、第1051条、第1052条、第1053条、第1054条、第1055条、第1056条、第1057条、第1058条、第1059条、第1060条、第1061条、第1062条、第1063条、第1064条、第1065条、第1066条、第1067条、第1068条、第1069条、第1070条、第1071条、第1072条、第1073条、第1074条、第1075条、第1076条、第1077条、第1078条、第1079条、第1080条、第1081条、第1082条、第1083条、第1084条、第1085条、第1086条、第1087条、第1088条、第1089条、第1090条、第1091条、第1092条、第1093条、第1094条、第1095条、第1096条、第1097条、第1098条、第1099条、第1100条、第1101条、第1102条、第1103条、第1104条、第1105条、第1106条、第1107条、第1108条、第1109条、第1110条、第1111条、第1112条、第1113条、第1114条、第1115条、第1116条、第1117条、第1118条、第1119条、第1120条、第1121条、第1122条、第1123条、第1124条、第1125条、第1126条、第1127条、第1128条、第1129条、第1130条、第1131条、第1132条、第1133条、第1134条、第1135条、第1136条、第1137条、第1138条、第1139条、第1140条、第1141条、第1142条、第1143条、第1144条、第1145条、第1146条、第1147条、第1148条、第1149条、第1150条、第1151条、第1152条、第1153条、第1154条、第1155条、第1156条、第1157条、第1158条、第1159条、第1160条、第1161条、第1162条、第1163条、第1164条、第1165条、第1166条、第1167条、第1168条、第1169条、第1170条、第1171条、第1172条、第1173条、第1174条、第1175条、第1176条、第1177条、第1178条、第1179条、第1180条、第1181条、第1182条、第1183条、第1184条、第1185条、第1186条、第1187条、第1188条、第1189条、第1190条、第1191条、第1192条、第1193条、第1194条、第1195条、第1196条、第1197条、第1198条、第1199条、第1200条、第1201条、第1202条、第1203条、第1204条、第1205条、第1206条、第1207条、第1208条、第1209条、第1210条、第1211条、第1212条、第1213条、第1214条、第1215条、第1216条、第1217条、第1218条、第1219条、第1220条、第1221条、第1222条、第1223条、第1224条、第1225条、第1226条、第1227条、第1228条、第1229条、第1230条、第1231条、第1232条、第1233条、第1234条、第1235条、第1236条、第1237条、第1238条、第1239条、第1240条、第1241条、第1242条、第1243条、第1244条、第1245条、第1246条、第1247条、第1248条、第1249条、第1250条、第1251条、第1252条、第1253条、第1254条、第1255条、第1256条、第1257条、第1258条、第1259条、第1260条、第1261条、第1262条、第1263条、第1264条、第1265条、第1266条、第1267条、第1268条、第1269条、第1270条、第1271条、第1272条、第1273条、第1274条、第1275条、第1276条、第1277条、第1278条、第1279条、第1280条、第1281条、第1282条、第1283条、第1284条、第1285条、第1286条、第1287条、第1288条、第1289条、第1290条、第1291条、第1292条、第1293条、第1294条、第1295条、第1296条、第1297条、第1298条、第1299条、第1300条、第1301条、第1302条、第1303条、第1304条、第1305条、第1306条、第1307条、第1308条、第1309条、第1310条、第1311条、第1312条、第1313条、第1314条、第1315条、第1316条、第1317条、第1318条、第1319条、第1320条、第1321条、第1322条、第1323条、第1324条、第1325条、第1326条、第1327条、第1328条、第1329条、第1330条、第1331条、第1332条、第1333条、第1334条、第1335条、第1336条、第1337条、第1338条、第1339条、第1340条、第1341条、第1342条、第1343条、第1344条、第1345条、第1346条、第1347条、第1348条、第1349条、第1350条、第1351条、第1352条、第1353条、第1354条、第1355条、第1356条、第1357条、第1358条、第1359条、第1360条、第1361条、第1362条、第1363条、第1364条、第1365条、第1366条、第1367条、第1368条、第1369条、第1370条、第1371条、第1372条、第1373条、第1374条、第1375条、第1376条、第1377条、第1378条、第1379条、第1380条、第1381条、第1382条、第1383条、第1384条、第1385条、第1386条、第1387条、第1388条、第1389条、第1390条、第1391条、第1392条、第1393条、第1394条、第1395条、第1396条、第1397条、第1398条、第1399条、第1400条、第1401条、第1402条、第1403条、第1404条、第1405条、第1406条、第1407条、第1408条、第1409条、第1410条、第1411条、第1412条、第1413条、第1414条、第1415条、第1416条、第1417条、第1418条、第1419条、第1420条、第1421条、第1422条、第1423条、第1424条、第1425条、第1426条、第1427条、第1428条、第1429条、第1430条、第1431条、第1432条、第1433条、第1434条、第1435条、第1436条、第1437条、第1438条、第1439条、第1440条、第1441条、第1442条、第1443条、第1444条、第1445条、第1446条、第1447条、第1448条、第1449条、第1450条、第1451条、第1452条、第1453条、第1454条、第1455条、第1456条、第1457条、第1458条、第1459条、第1460条、第1461条、第1462条、第1463条、第1464条、第1465条、第1466条、第1467条、第1468条、第1469条、第1470条、第1471条、第1472条、第1473条、第1474条、第1475条、第1476条、第1477条、第1478条、第1479条、第1480条、第1481条、第1482条、第1483条、第1484条、第1485条、第1486条、第1487条、第1488条、第1489条、第1490条、</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
61	2月10日	3月18日	3月31日	情報通信	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化、オンライン化および窓口の一本化	<p>【先の回答に対する再提案内容】</p> <p>②「企業に対する課税通知書の電子化」については、平成27年9月以前に対応するよう、望みます。</p> <p>③「個人への課税通知方法の統一」については、紙で行われている間は様式を「がけ半信書式」へ変更するよう、望みます。</p> <p>「マイ・ポータル」の機能での検討では実現が相当先になってしまったため。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務処理の負担軽減と効率化</li> <li>個人情報の保護強化</li> </ul>	(一社) 日本経済団体連合会	総務省	<p>②eLTAxiにより給与支払報告書が提出された企業に対しては、紙での通知に加え、電子データでも税額を通知している市区町村もあります。</p> <p>また、eLTAxiにおいては、複数の市町村からある一つの企業に特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されています。</p> <p>③個人への税額通知は紙により行われています。</p>	②について、対応不可 ③について、現行制度下で対応可能	地方税法第321条の4、地方税法施行規則第2条	<p>②eLTAxiの改修にあたっては、(1)特別徴収税額通知へ電子署名を付与する機能、(2)電子署名付き特別徴収税額通知及び当該電子署名に用いた電子証明書を特別徴収義務者に送信する機能、(3)特別徴収義務者において電子署名及び電子証明書の検証を実施することのできる機能等を開発することとしています。</p> <p>当該機能は、新規に開発するものであるため要件定義、基本設計、詳細設計、製造、単体試験、総合試験等の工程を経ることを踏まえ、平成27年9月以前に対応することは困難です。</p> <p>③各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータル機能と併せて検討を行うこととされており、現在検討を進めているところです。ご要望の仕様が全て送付するためには、それに対応する市町村で新たにシステム開発をする必要があり、多大な経費が見込まれます。マイ・ポータルの運用開始が近づいているにもかかわらず、そうした大きな負担が生じってしまうことは難しいことを御理解願います。</p>
62	2月10日	3月18日	3月31日	情報通信	郵便・信書便制度の抜本的な見直し	<p>【先の回答に対する再提案内容】</p> <p>信書の定義そのものを外形基準に基づいて定めることが困難であるとの見解があることは理解されること、信書のうち、日本郵便株式会社と総務大臣の許可を得た一般信書便事業者しか送達することができないとされている「信書」の範囲を、諸外国のように外形基準に基づいて定めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>郵便法第67条では、信書のうち定期25g以内の信書の料金について、「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであることと定めており(一般信書便事業者も同様)、ユニバーサルサービスの提供における最重要な領域を外形基準で定めていると理解できる。したがって、この考え方をともに、信書のうち、ユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な範囲として、日本郵便株式会社と総務大臣の許可を得た一般信書便事業者しか送達することができない「信書」の範囲を、諸外国のように外形基準に基づいて定めることで、郵便法違反の罰則が適用される範囲を狭くしてもわかるようにすることは十分可能であると考える。</p> <p>また、いわゆる信書便法では、附則第3条において、政府は、この法律の施行から5年が経過した段階で、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと定められている。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	総務省	<p>信書の送達については、郵便法において、日本郵便株式会社に加え、ユニバーサルサービスとしての実施を義務付けるとともに、民間事業者による信書の送達に関する法律において、その他の民間事業者も総務大臣から信書便事業の許可を受けて全面的に参入することが可能となっています。</p> <p>信書便事業には、全ての信書を送達することができる一般信書便事業者と特定の信書のみを送達することができる特定信書便事業者があります。特定信書便事業者においては、①長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス(1号役務)、②差し出された時から3時間以内(信書便物を送達するサービス(2号役務))、③料金の額が1,000円を超えるサービス(3号役務)のみを提供することが可能となっています。</p>	その他	郵便法第2条、第4条及び第76条、民間事業者による信書の送達に関する法律第2条、第3条、第6条及び第29条	<p>信書の送達の実態は、日本郵便株式会社並びに総務大臣の許可を受けた一般信書便事業者及び特定信書便事業者が行うことが可能とされています。このうち、日本郵便株式会社及び一般信書便事業者は全ての信書を送達することが可能とされている一方、特定信書便事業者は送達することのできる信書の範囲に限定があるため、日本郵便株式会社及び一般信書便事業者しか送達することができない信書の範囲は、特定信書便事業者でも送達することができる信書以外の信書となります。</p> <p>特定信書便事業者が送達することのできる信書の範囲は、信書便物の大きさや重量、送達速度、料金という外形的な基準で定められていますが、これらの外形的な基準の範囲外の信書、すなわち、①長さ、幅及び厚さの合計が90cm以下かつ重量が4kg以下、②差し出された時から3時間を超えて送達する、③料金の額が1,000円以下、という①～③の全ての基準に該当するものが、日本郵便株式会社及び一般信書便事業者しか送達することができない信書の範囲であり、既に外形的な基準に基づいて定められています。</p> <p>なお、特定信書便事業者が送達することのできる信書の範囲については、平成25年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、総務省において、情報通信審議会に諮問して検討を行い、平成26年3月12日に、1号役務の大きさの基準及び3号役務の料金の基準について、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることで適当との中間答申を得たところで、総務省では、今後、本中間答申を踏まえ、特定信書便事業者の業務範囲の見直しに向けて具体的な検討を進めることとしています。</p>
63	2月10日	3月18日	3月31日	情報通信	法人の電子申告フォームの簡素化	<p>【先の回答に対する再提案内容】</p> <p>1. 中小企業が政府からの簡易交換ツールを利用することが難しい理由が考えられます。</p> <p>2. 現在、XBRL以外にも省庁にて受付頂いている申告方法があります。「申告方法の緩和」、「電子申告の緩和」といふ2つの観点から、既存決算書(CSV形式などの簡易フォーマット)での申告について受け入れの再考をご検討いただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>■上記1. について</p> <p>① 既に、交換機能を有する市販会計ソフトはあるものの、電子申告の利用率は低い状況。XBRLの利用が進まない原因には、①XBRLの辞書(タクソノミ)と、『会計ソフト(既存決算書)』の勘定科目の不整合などが考えられます。政府からツールを提供しても、中小企業はXBRLと会計ソフトの勘定科目を振り付ける設定作業をしなければならず、中小企業側の負担軽減は限定的になると考えられます。</p> <p>② ツール導入をする会計ソフトの動作環境が多岐にわたる。中小企業向け会計ソフトは、提供方法(パッケージ、クラウドなど)、開発言語とも多種多様です。政府提供ツールがすべての企業の動作環境に対応することは、難しいものと思われます。</p> <p>■上記2. について</p> <p>個人事業者は、決算書を独自XMLフォーマットで申告することが容認されています。紙申告の場合には、市販会計ソフトで作成・印刷した既存決算書の提出が容認されており、多数の中小企業が紙申告をしています。従って、申告方法を緩和し、市販会計ソフトで作成・保存したCSV形式等ファイルの提出を容認することは、現状業務として受け入れ易いものと考えられます。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	財務省	<p>国税電子申告・納税システム(e-Tax)で法人税申告を提出する際に、併せて財務諸表等を電子データで作成し、提出する場合は、現在、XBRL形式で作成するようe-Taxの利用規約及び国税庁が公開するインターフェイスの仕様で定めています。</p> <p>XBRLは、企業により勘定科目等が異なる財務諸表を標準化するためのツールとして利用することが可能であることから、e-Taxにおいても平成16年2月の運用開始当初から、当該形式を採用しています。</p> <p>XBRLは、e-Taxの他、東証の適時開示情報閲覧システム(TDnet)や金融庁の有価証券報告書等の電子開示システム(EDINET)、金融機関から日報への財務データの報告でも導入されています。</p>	検討を予定		<p>企業においては、財務諸表について既に何らかの形式で電子化されている場合が多く、これらのデータを直接e-Taxに利用できることにより、各企業及び国税庁双方の事務の効率化に資するものと考えられます。このため、XBRL形式へ簡易にデータ変換するツールを提供できれば、容易にXBRL形式の財務諸表データの作成・提出が可能であるものと考えられます。</p> <p>26年度から、こうした変換ツールの提供も含めた対応について検討を開始してまいりたいと考えます。</p>